

埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

令和5年11月 埼玉県教育委員会

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

2 調査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

3 調査項目及び調査対象**I 暴力行為**

- (1) 暴力行為の発生件数(全国との比較・経年推移・校種別・態様別)
- (2) 暴力行為の加害児童生徒数
- (3) 加害児童生徒数のうち、暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合
- (4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数

II いじめ

- (1) いじめの認知件数(全国との比較・経年推移・校種別・学年別)
- (2) いじめを認知した学校の割合(経年推移・全国との比較)
- (3) いじめの発見のきっかけ(校種別・経年推移)
- (4) いじめの態様(校種別・経年推移)
- (5) いじめ重大事態発生件数(全国との比較・校種別・経年推移)
- (6) いじめの解消状況(経年推移)
- (7) アンケート実施状況(経年推移)
- (8) いじめの日常的な実態把握のための具体的取組の実施状況(アンケート以外)

III 不登校

- (1) 公立学校における不登校児童生徒数(小・中学校、高等学校 経年推移・学年別)
- (2) 小・中学校、高等学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数
- (3) 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数
- (4) 不登校の要因(校種別)

IV 中途退学

- (1) 高等学校における中途退学の状況(全国との比較・経年推移)
- (2) 学年別中途退学者数(全国との比較・学年別)
- (3) 中途退学の事由(全国との比較・経年推移)

V 自殺

- (1) 自殺者数(全国との比較)

基本情報(埼玉県公立学校)

※令和4年度学校基本調査による数値

※休校中の小学校3校、中学校1校は除く

※義務教育学校は小学校・中学校に、中等教育学校は中学校、高等学校にそれぞれ加える

● 学校数

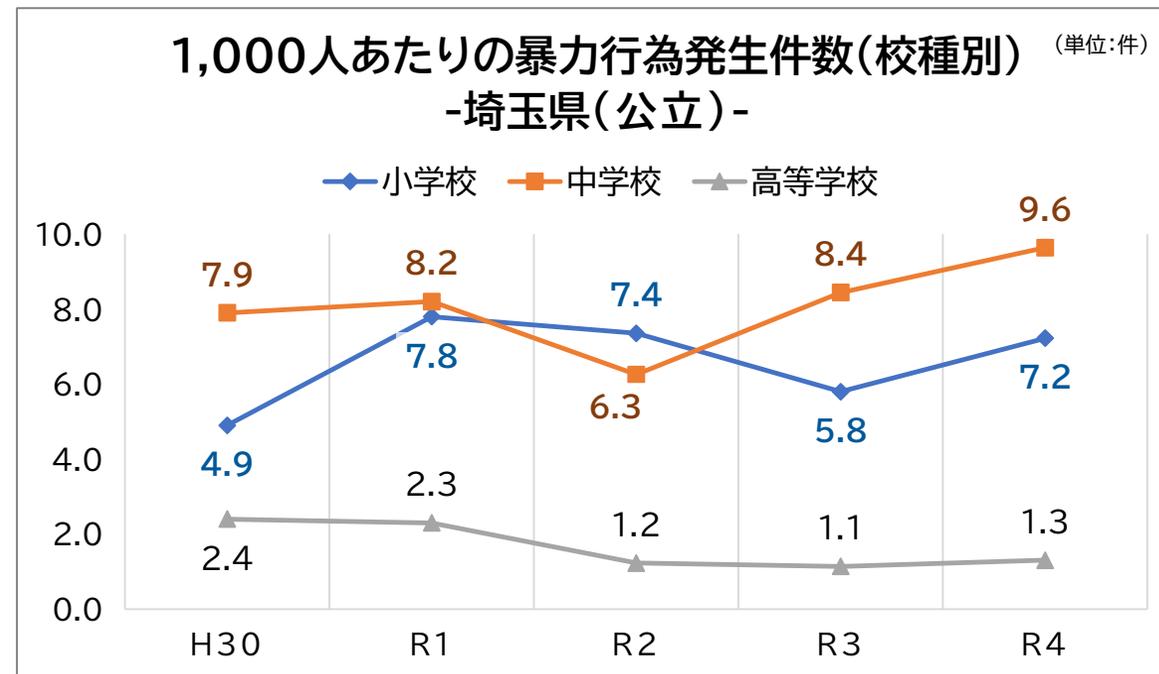
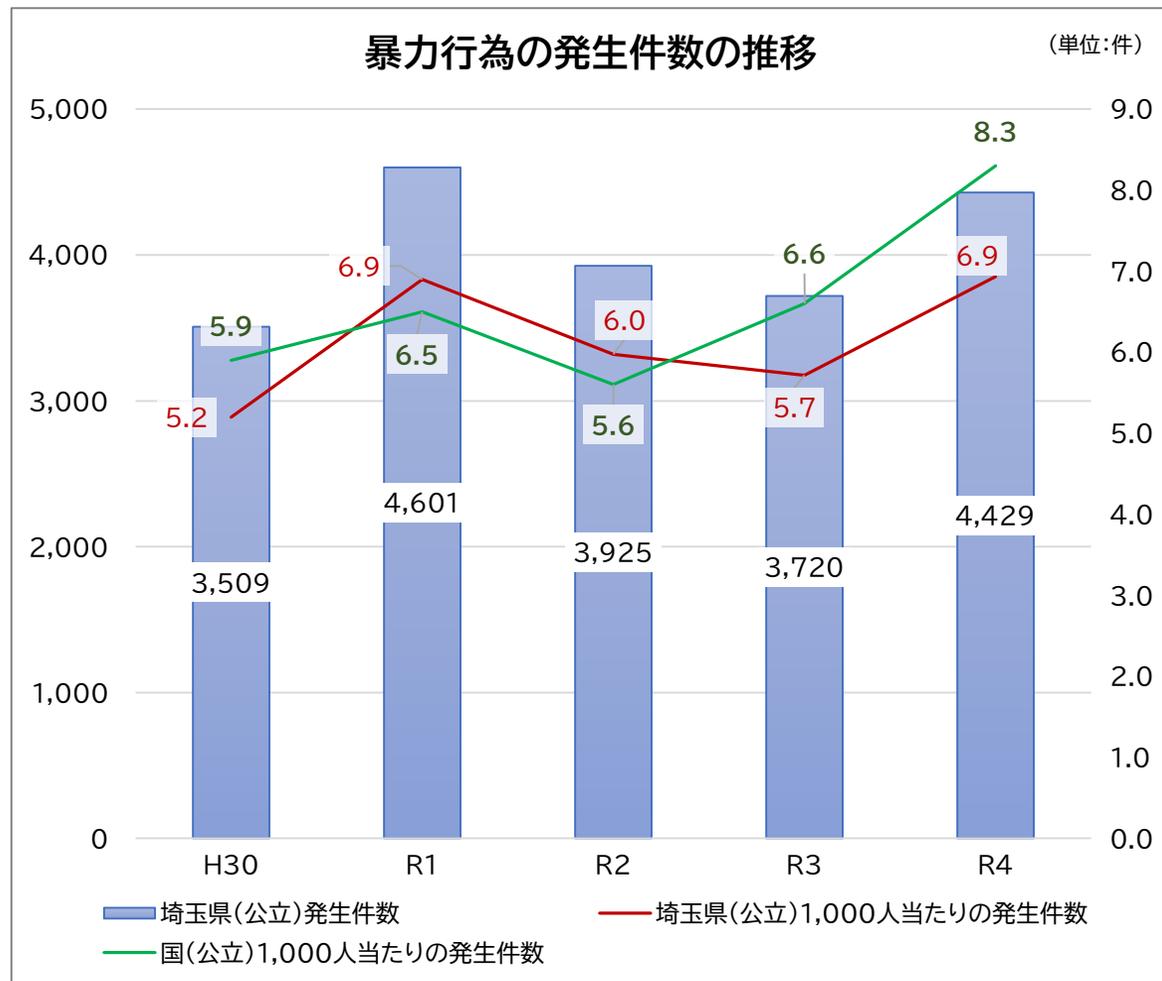
校種	校数
小学校	798校
中学校	416校
高等学校*	165校
うち 全日制	140校
うち 定時制	24校
うち 通信制	1校
特別支援学校(分校含む)	50校

*課程毎に1校とする。

● 在籍児童生徒数

校種	児童生徒数
小学校	357,206人
中学校	176,817人
高等学校	111,384人
うち 全日制	104,740人
うち 定時制	3,768人
うち 通信制	2,876人
特別支援学校	8,360人

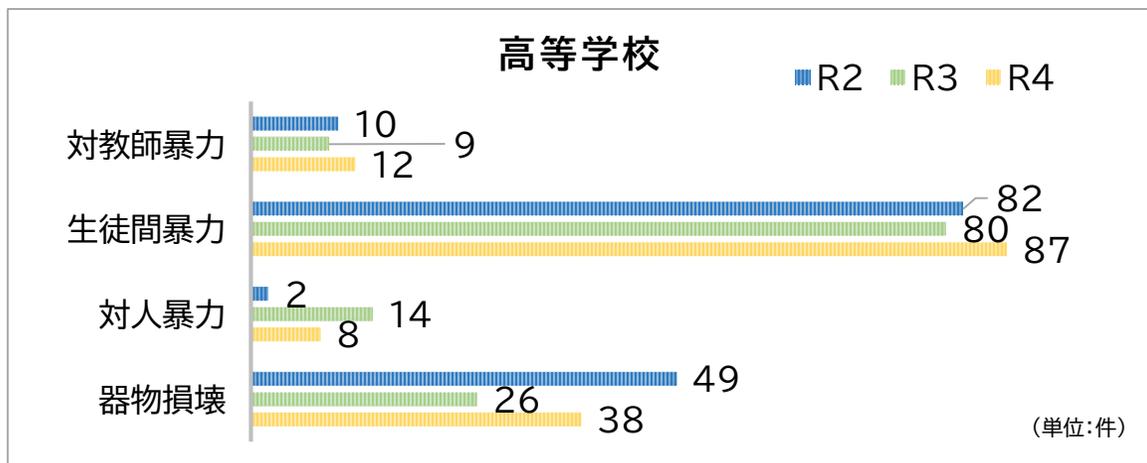
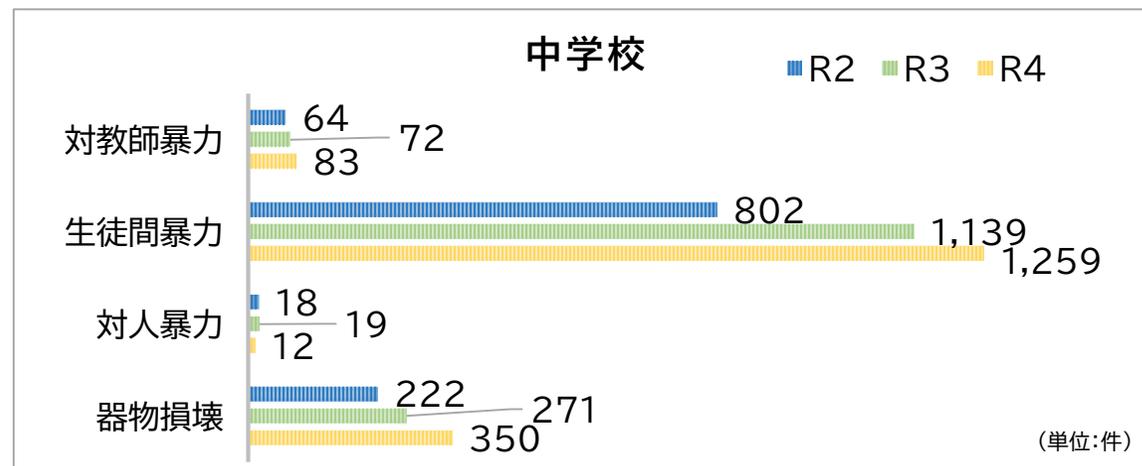
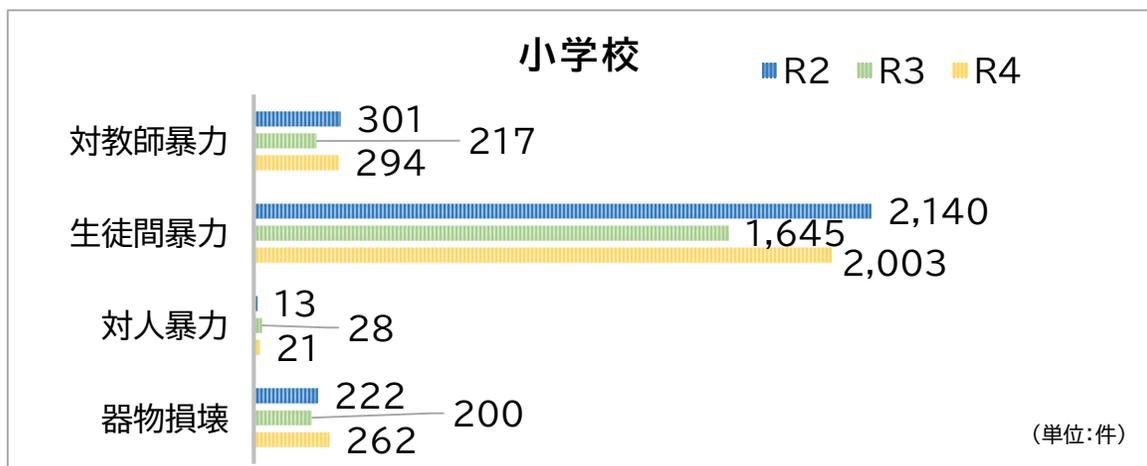
I 暴力行為 (1)-1 暴力行為の発生件数(全国との比較・経年推移・校種別)



埼玉県(公立)	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	1,821	2,877	2,676	2,090	2,580
中学校	1,396	1,447	1,106	1,501	1,704
高等学校	292	277	143	129	145
合計	3,509	4,601	3,925	3,720	4,429

- 暴力行為の発生件数は、前年度比で19.1%増加しており、直近5年間では、令和元年度に次いで2番目に多い件数である。
- 全ての校種において、令和3年度と比べ、発生件数が増加しており、中学校は2年連続で増加している。

I 暴力行為 (1)-2 暴力行為の発生件数(態様別)



小学校	H30	R1	R2	R3	R4
対教師暴力	214	455	301	217	294
生徒間暴力	1,417	2,096	2,140	1,645	2,003
対人暴力	14	20	13	28	21
器物損壊	176	306	222	200	262
合計	1,821	2,877	2,676	2,090	2,580

中学校	H30	R1	R2	R3	R4
対教師暴力	85	58	64	72	83
生徒間暴力	1,062	1,072	802	1,139	1,259
対人暴力	13	23	18	19	12
器物損壊	236	294	222	271	350
合計	1,396	1,447	1,106	1,501	1,704

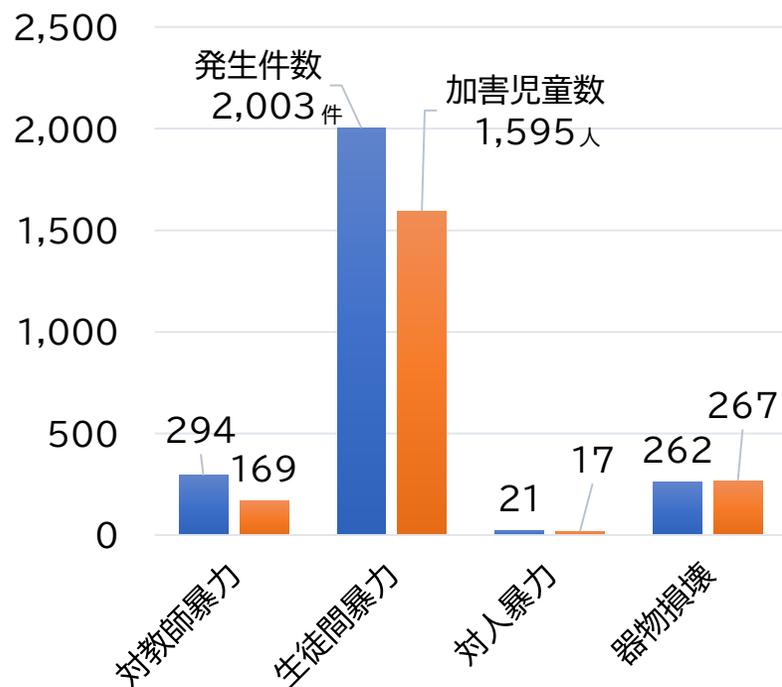
高等学校	H30	R1	R2	R3	R4
対教師暴力	21	22	10	9	12
生徒間暴力	172	153	82	80	87
対人暴力	9	11	2	14	8
器物損壊	90	91	49	26	38
合計	292	277	143	129	145

- 全校種において、「生徒間暴力」が最も多い。次いで、小学校では「対教師暴力」、中・高等学校では、「器物損壊」である。
- 前年度との比較では、「対人暴力」以外の態様について、全校種で増加した。

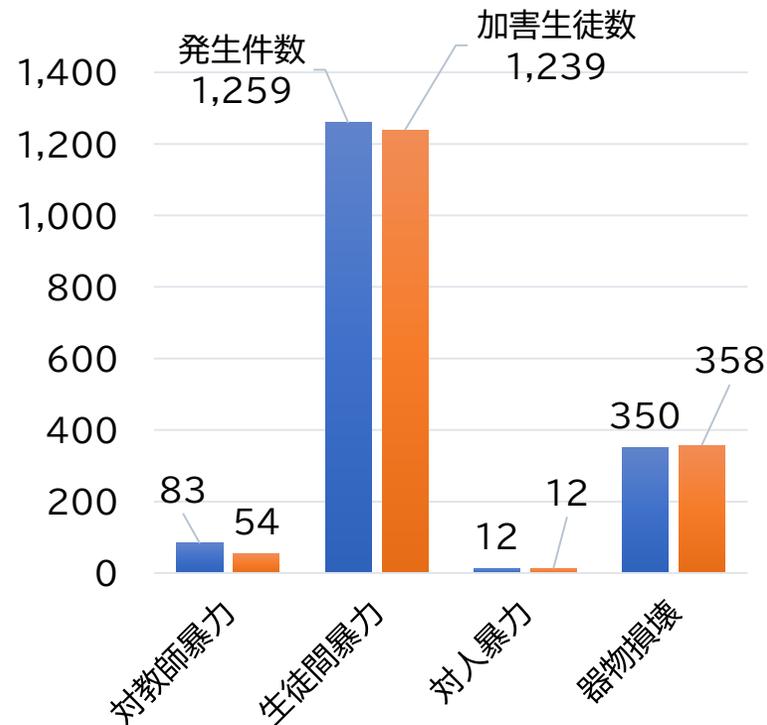
I 暴力行為 (2) 暴力行為の加害児童生徒数

令和4年度

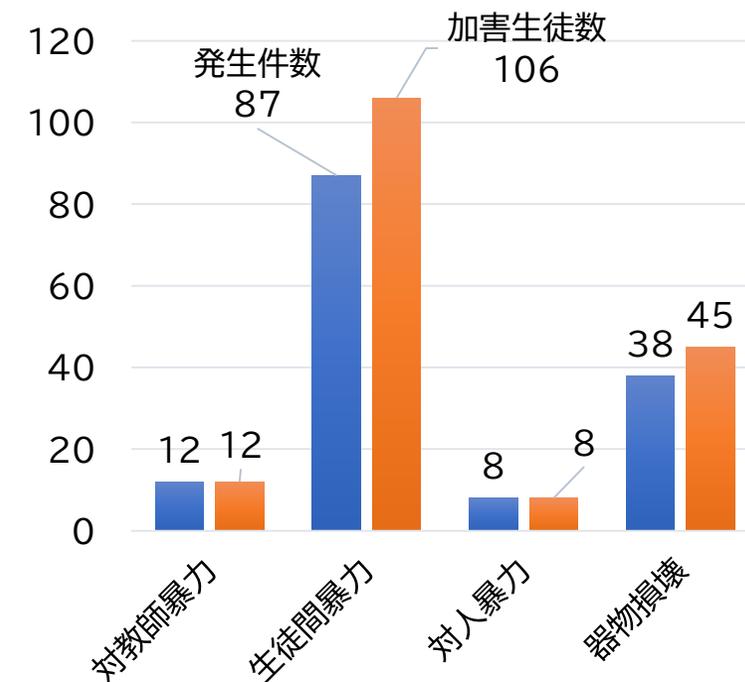
小学校



中学校



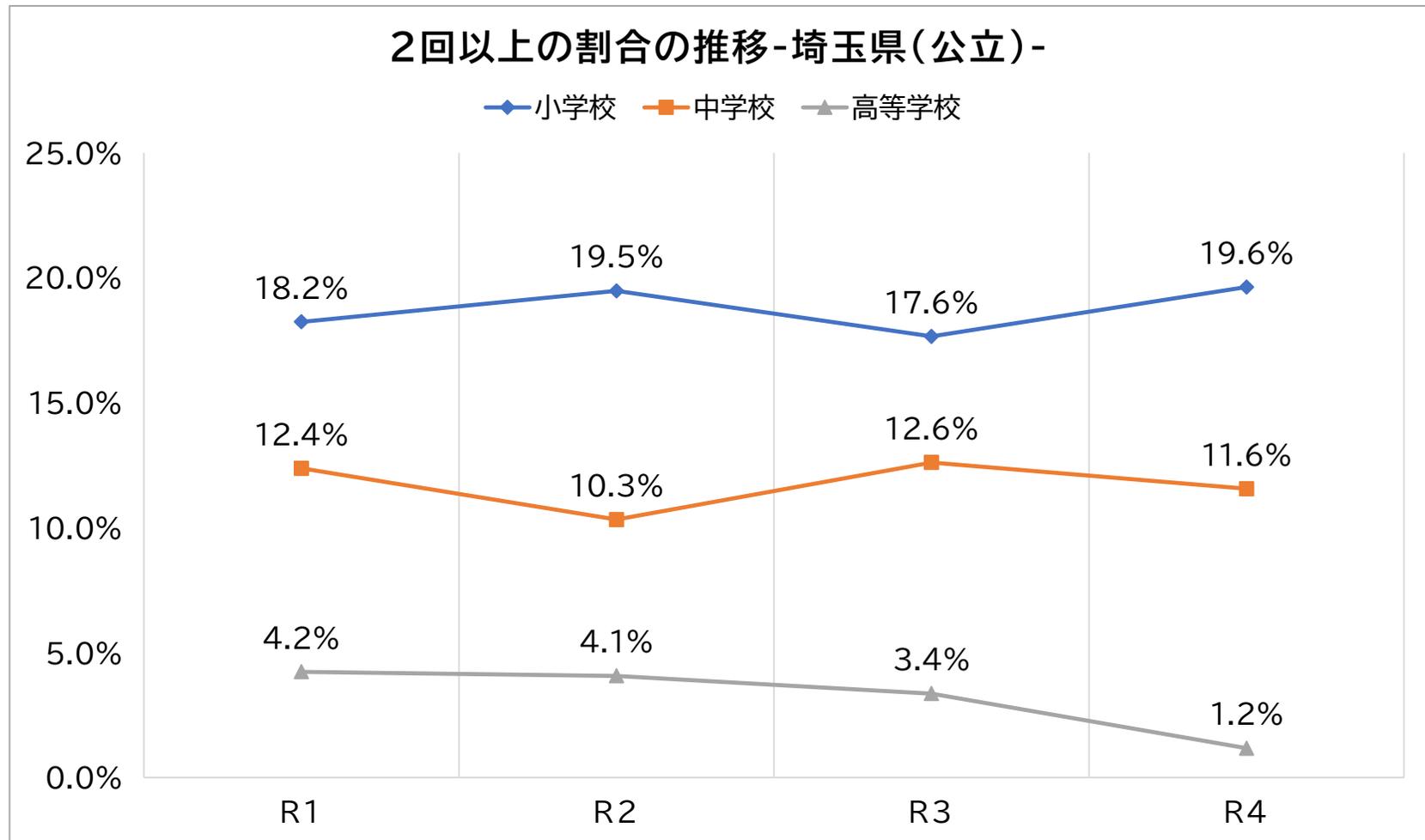
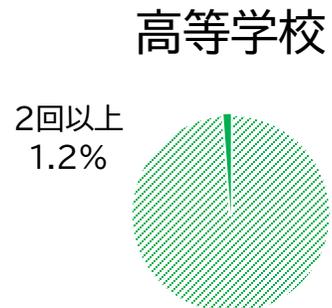
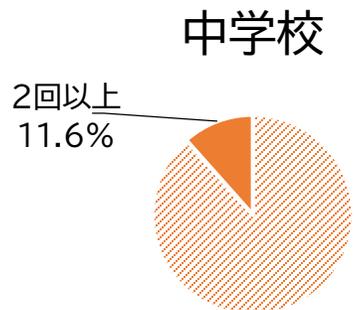
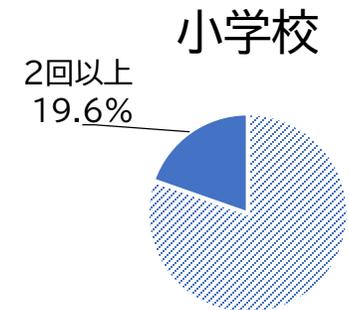
高等学校



- 小学校では、「対教師暴力」、「生徒間暴力」において、同じ児童が繰り返し暴力行為を行っている傾向が見られる。
- 高等学校では、「生徒間暴力」において複数の生徒で暴力行為を行っている傾向が見られる。

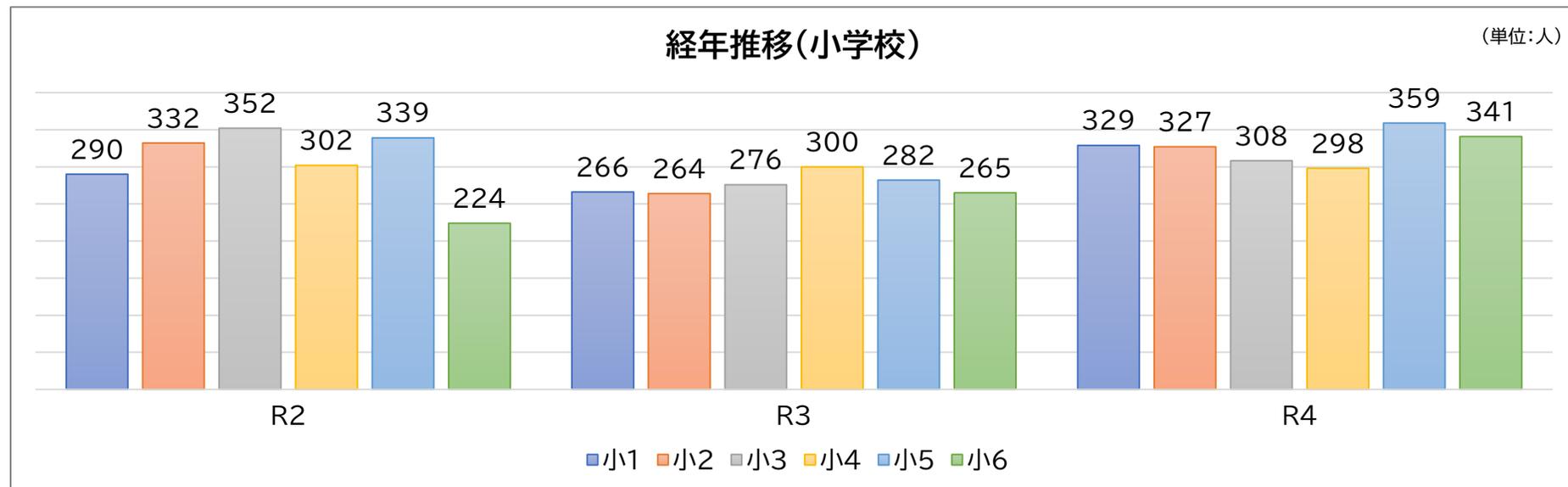
I 暴力行為 (3) 加害児童生徒数のうち、暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合

令和4年度



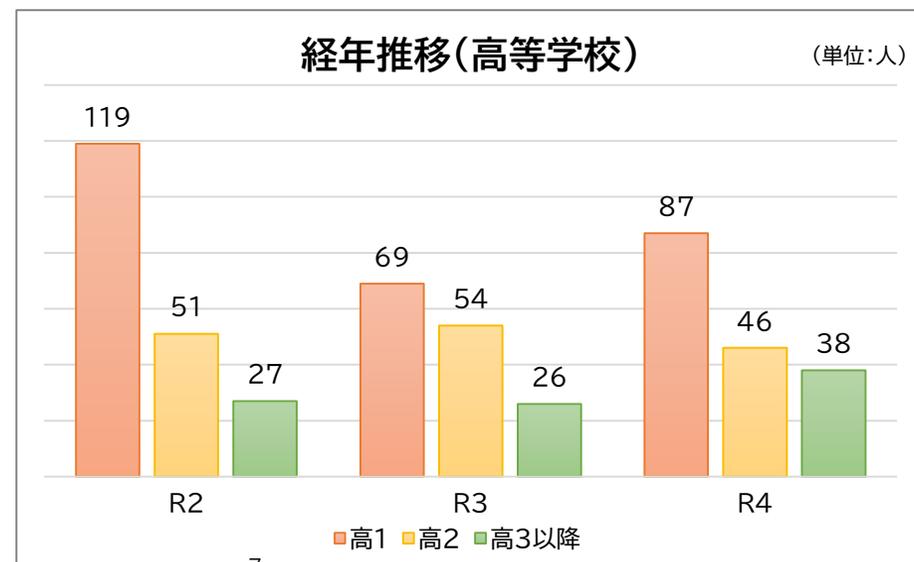
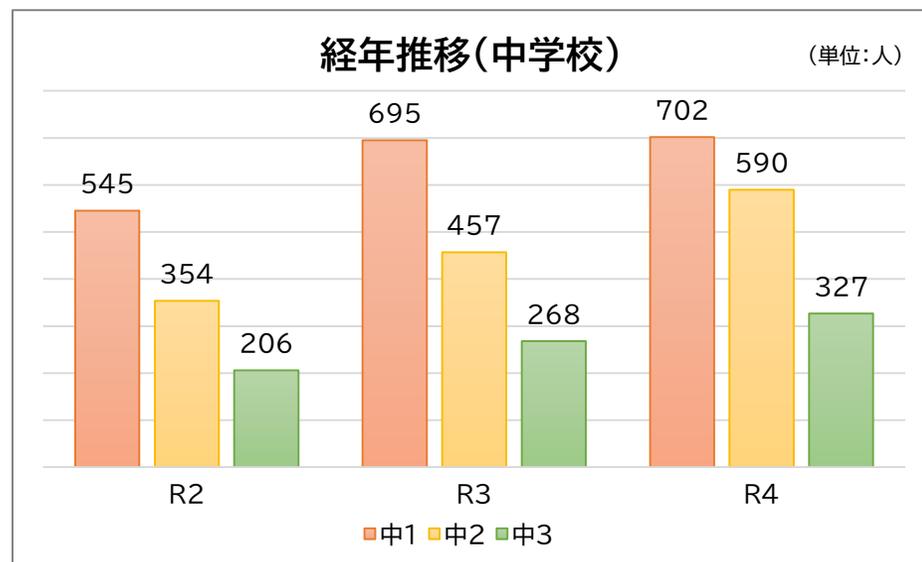
● 前年度比は、小学校で2.0ポイントの増加、中学校で1.0ポイント、高等学校で2.2ポイントの減少

I 暴力行為 (4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数



校種別合計

	R2	R3	R4
小学校	1,839	1,653	1,962
中学校	1,105	1,420	1,619
高等学校	197	149	171
合計	3,141	3,222	3,752



- 小学校では、各学年に大きな差は見られない。令和3年度から進級した令和4年度の各学年では、全ての学年で増加した。
- 中・高等学校では、学年が上がるにつれて、減少している。
- 中・高等学校において、1学年の加害生徒数が他学年と比較して多い。

I 暴力行為 調査結果・今後の対応

【調査結果】

- 暴力行為の発生件数は、小学校で2,580件(前年度比23.4%増)、中学校で1,704件(前年度比13.5%増)、高等学校で145件(前年度比12.4%増)であり、小学校での増加率が高くなっている。
- 1,000人当たりの発生件数で見ると、前年度と比較し小学校が1.4件、中学校が1.2件、高等学校が0.2件増加した。中学校においては、2年連続の増加となった。
- 態様別では、小・中・高等学校ともに、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊の発生件数が増加している。
- 暴力行為の傾向として、小学校で複数回の暴力行為を行った児童の割合が、前年度と比較し増加している。高等学校では、複数の生徒が関係する暴力行為が、小・中学校と比較し、高くなっている。
- 部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加し、いじめの認知に伴うものや生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことなどが、暴力行為の発生件数の増加の一因と考えられる。
- 学年別にみると小学校4年生及び高等学校2年生以外の学年で、増加している。

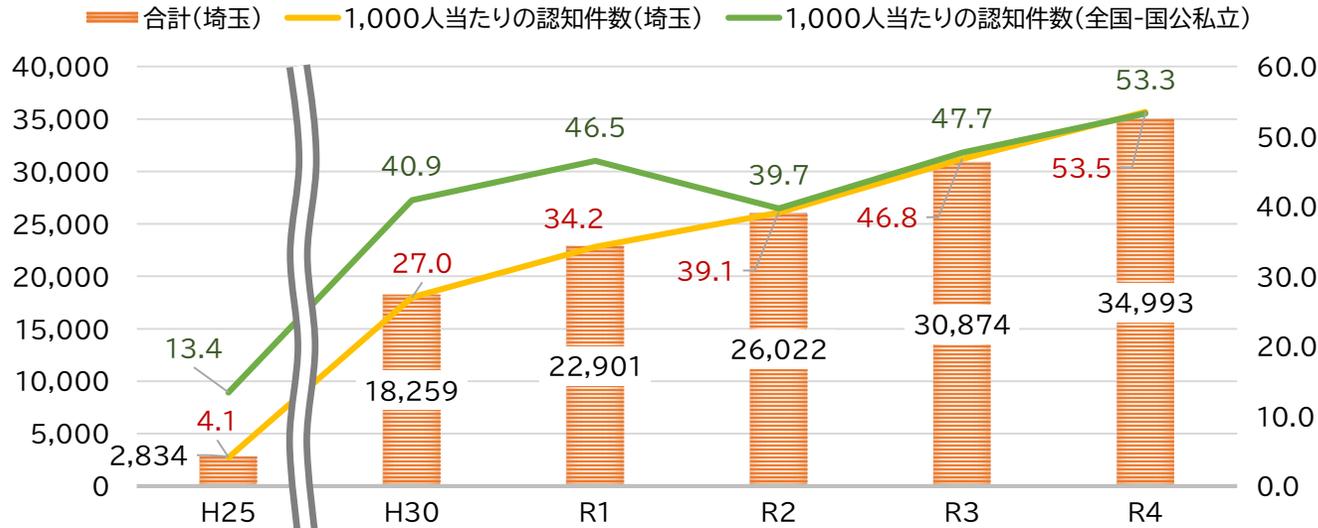
【今後の対応】

- 日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけにより、暴力を生まない気運を醸成する。
- 暴力行為等には、様々な背景が予想されるので、児童生徒一人一人が置かれた状況を的確に捉えて指導すると共に、必要に応じて外部機関との連携を図る。

Ⅱ いじめ (1)-1 いじめの認知件数(全国との比較)

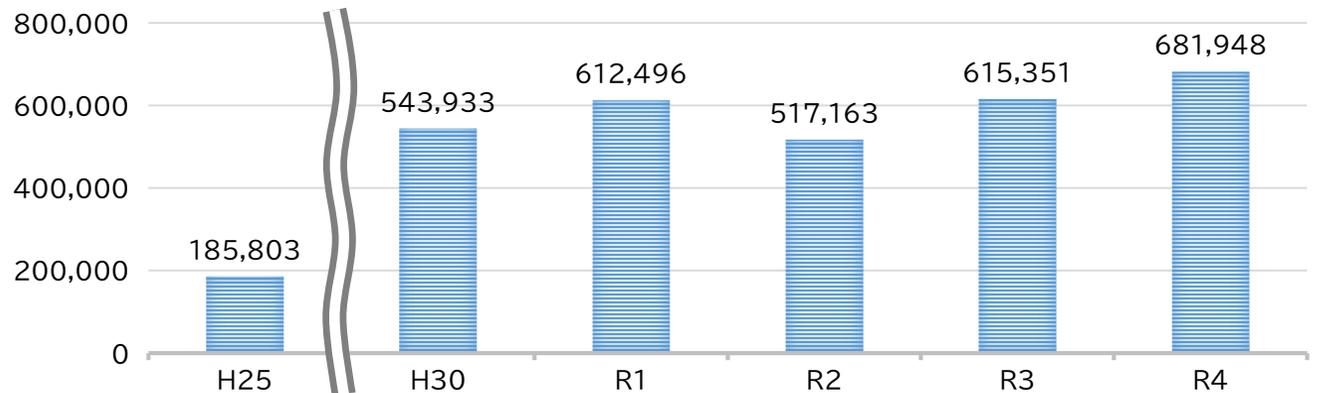
いじめの認知件数の推移

(単位:件)



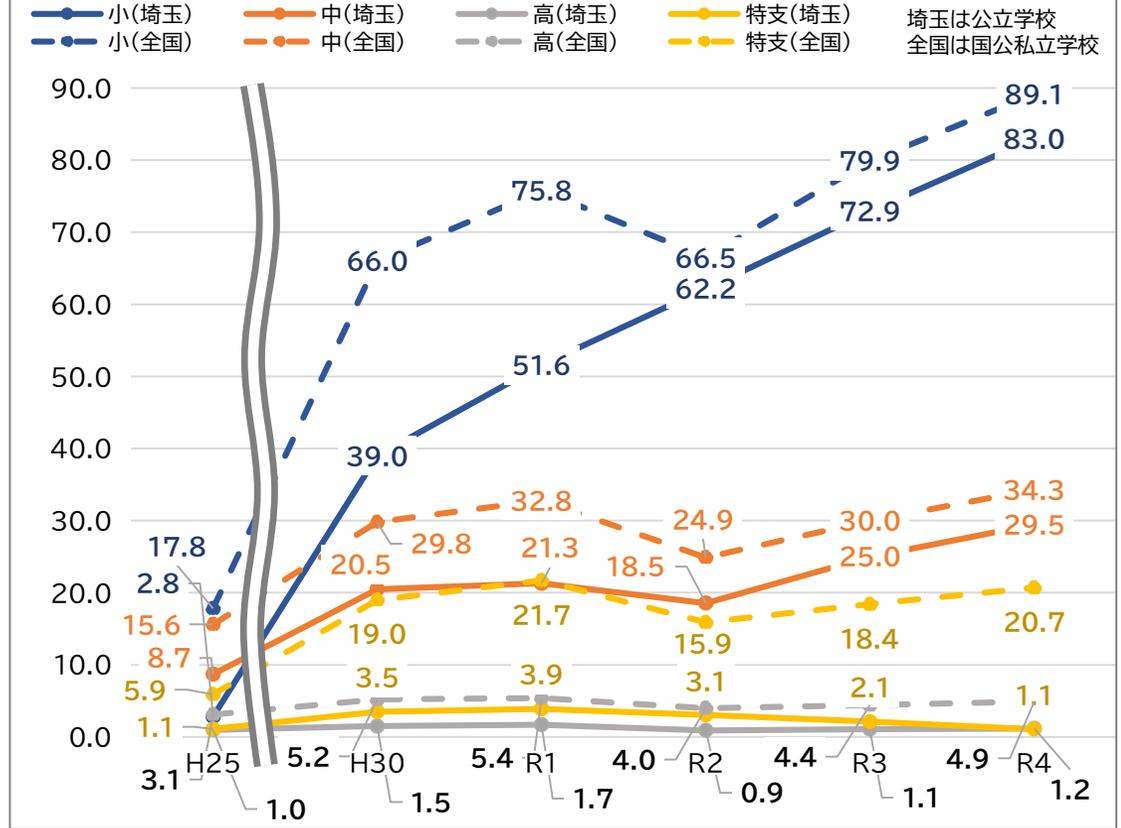
いじめ認知件数の推移-全国(国公立)-

(単位:件)



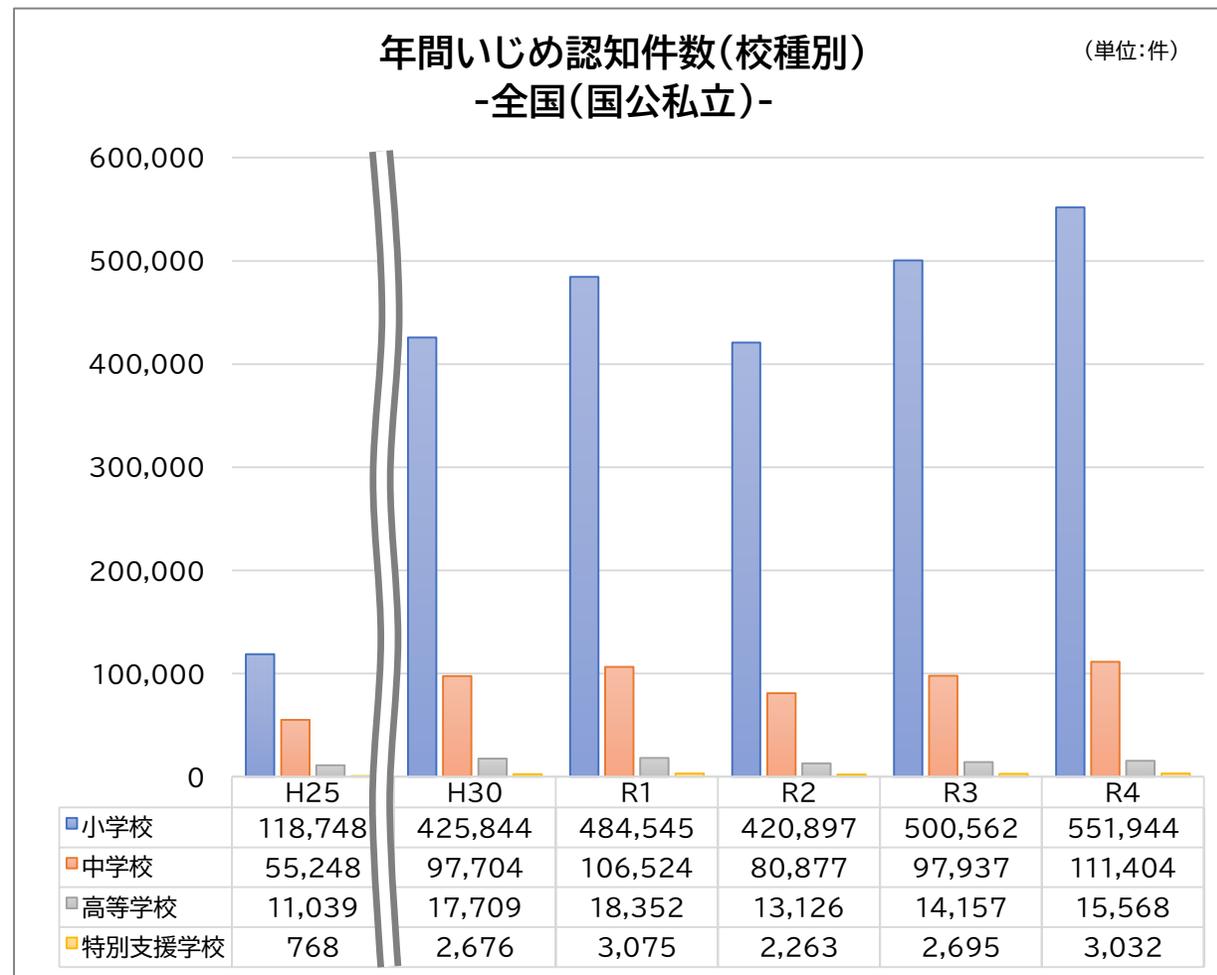
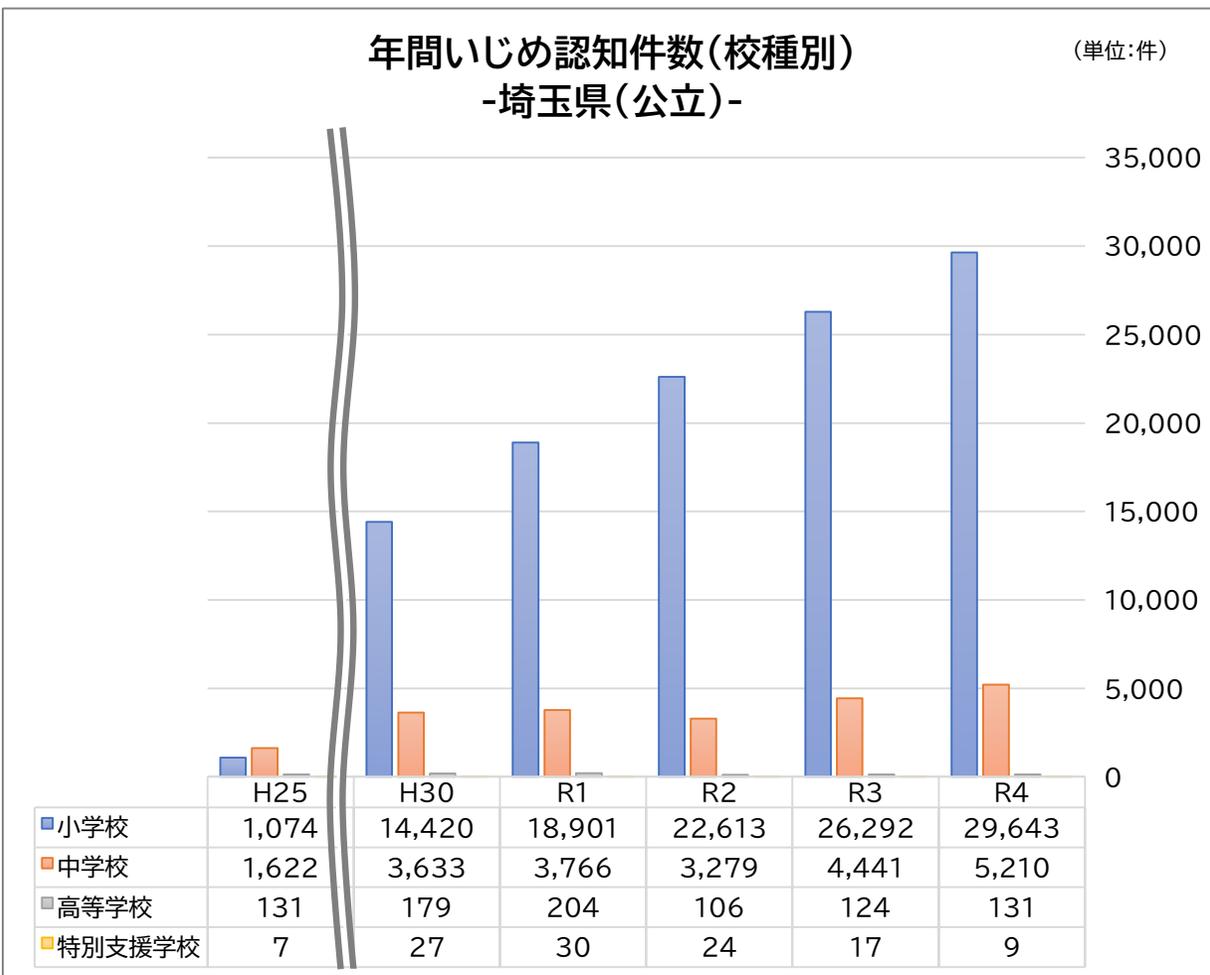
1,000人あたりのいじめ認知件数(校種別)

(単位:件)



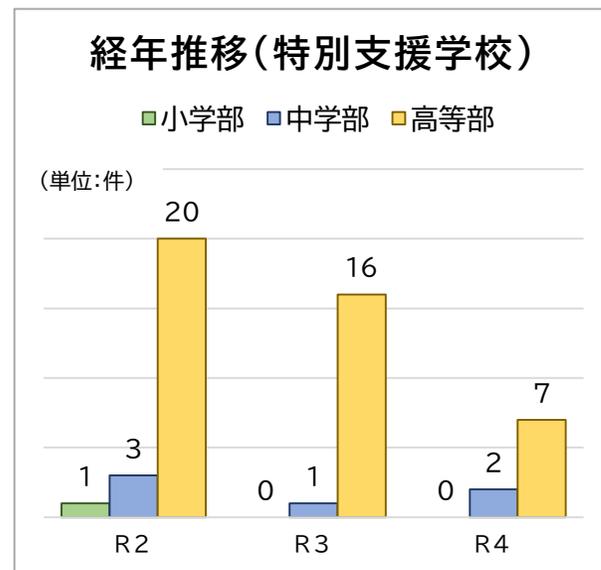
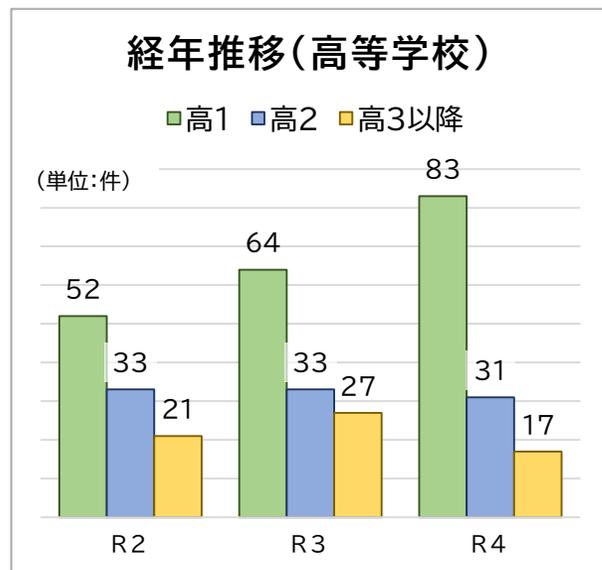
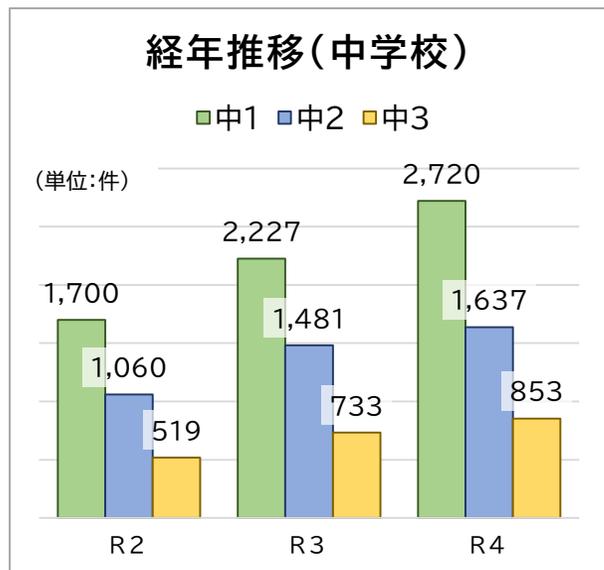
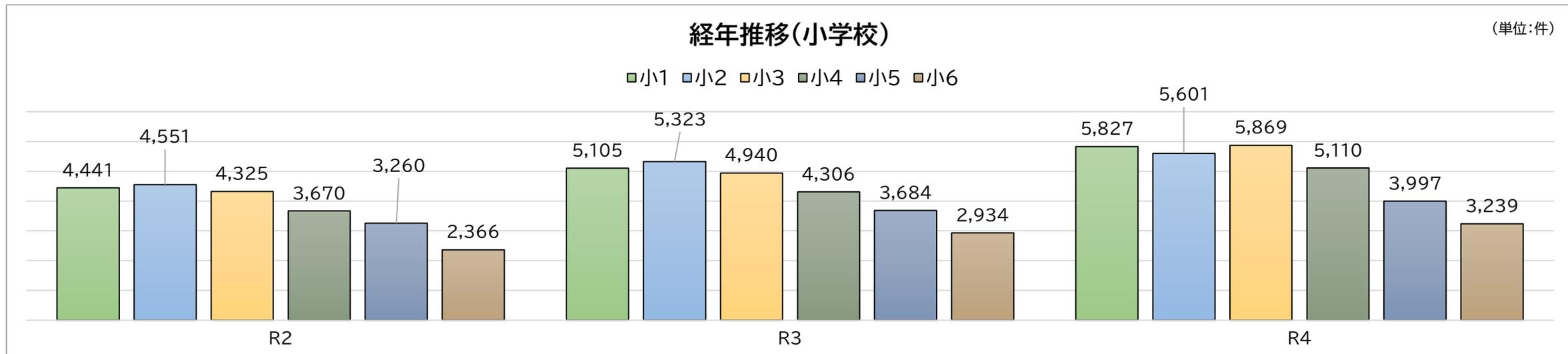
- 埼玉県公立学校全体の件数は前年度比で13.3%増加した。
- 全国の認知件数は、前年度比で10.8%増加した。
- 1,000人当たりの認知件数について、前年度と比べると、小学校で10.1件増加、中学校で4.5件増加した。

Ⅱ いじめ (1)-2 いじめの認知件数(経年推移・校種別)



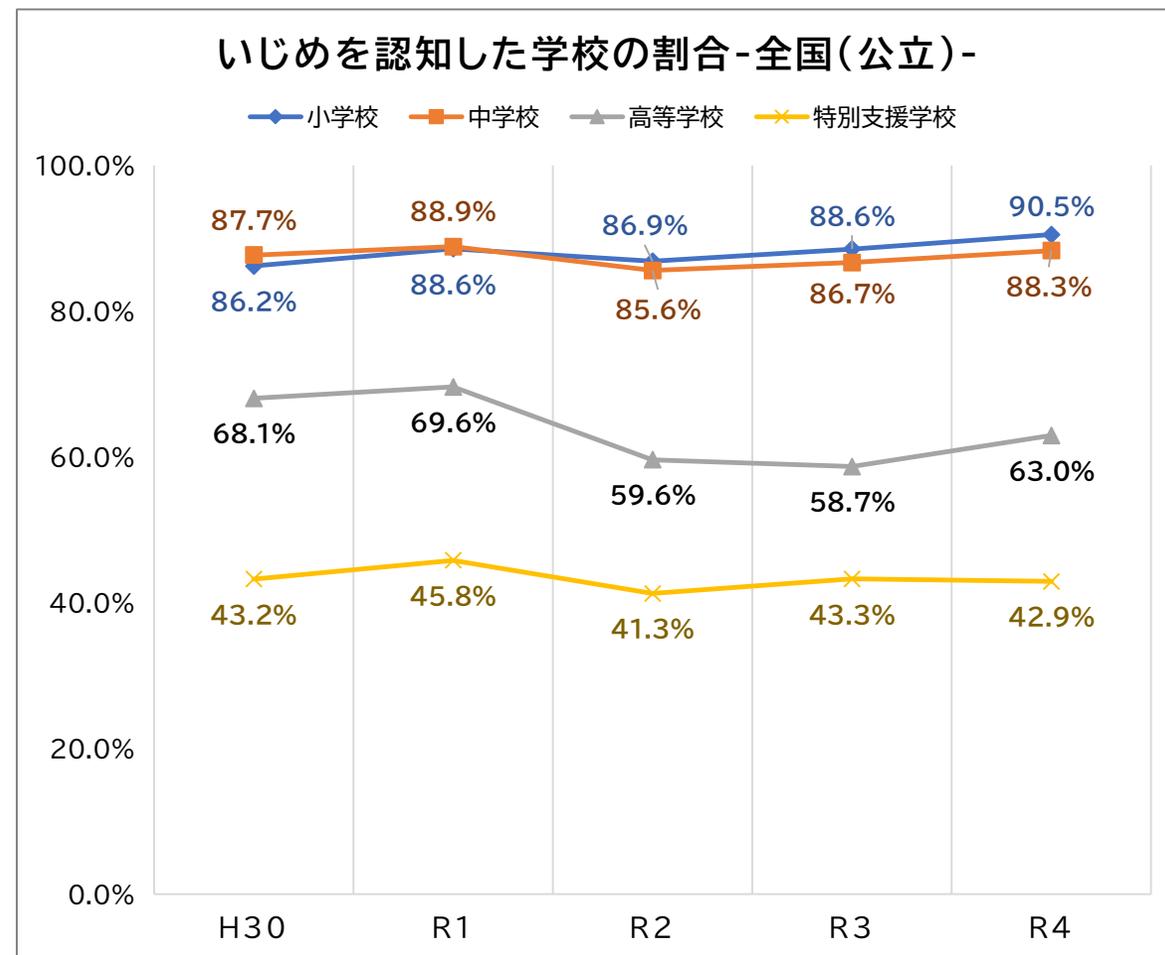
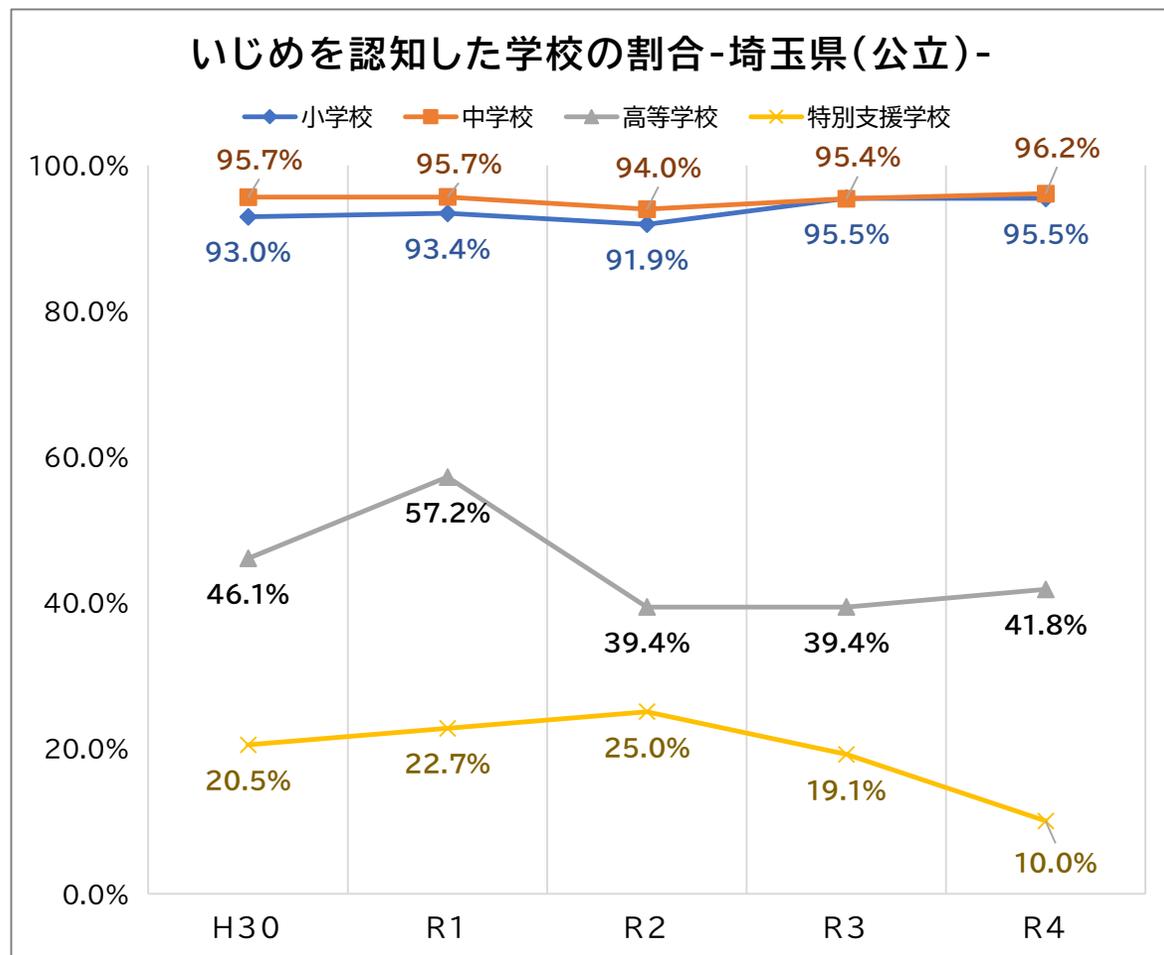
- 校種別に見ると、小・中・高等学校で増加した。全国においては、全校種で増加した。
- 埼玉県公立学校において、前年度から小学校で12.7%、中学校で17.3%増加した。全国では、小学校は10.2%、中学校で13.8%増加した。

Ⅱ いじめ (1)-3 いじめの認知件数(学年別)



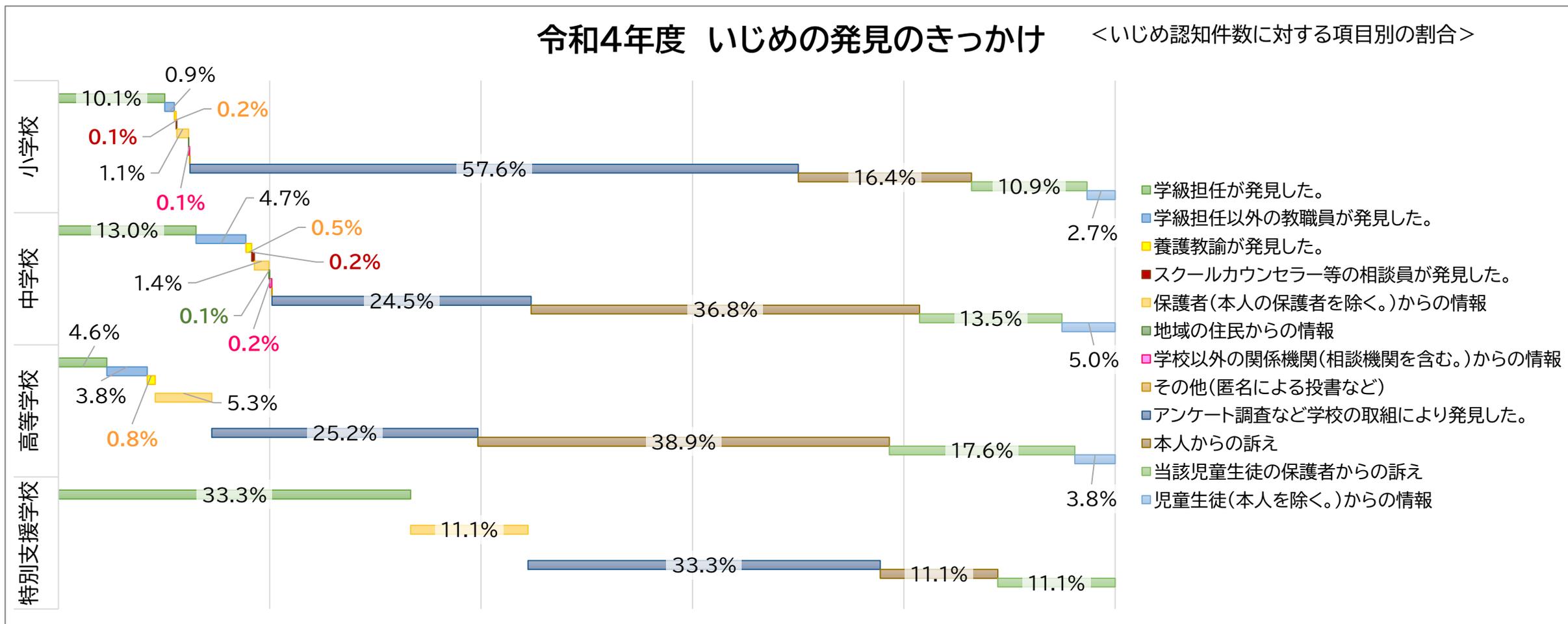
- 小・中学校ですべての学年において増加した。
- 中・高等学校においては1学年の認知件数が他学年と比べて多い。
- 小学校高学年、中・高等学校では、学年が上がるにつれて認知件数が減少する傾向。

Ⅱ いじめ (2) いじめを認知した学校の割合(経年推移・全国との比較)



- 埼玉県公立学校においていじめを認知した学校の割合は、小・中学校は横ばい、高等学校は令和2年度から横ばい、特別支援学校は令和2年度から減少傾向である。
- 全国公立学校と比較すると、小学校で5.0ポイント、中学校で7.9ポイント高く、高等学校で21.2ポイント、特別支援学校で32.9ポイント低い。

Ⅱ いじめ (3)-1 いじめの発見のきっかけ(校種別)

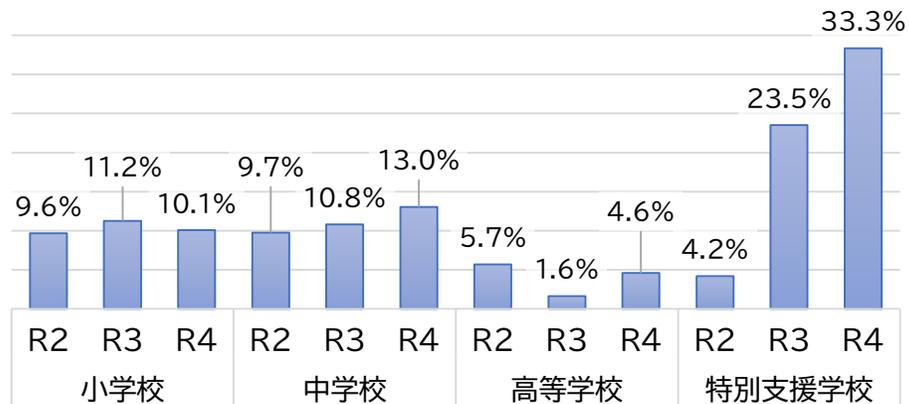


- 校種問わずアンケート調査による発見の割合が高く、特に小学校では50%を超えている。
- 中学・高等学校では、本人からの訴えによる発見の割合が高く、ともに35%を超えている。
- 特別支援学校に関しては、学級担任の発見の割合が高く、他の校種と比べて20ポイント以上高い。

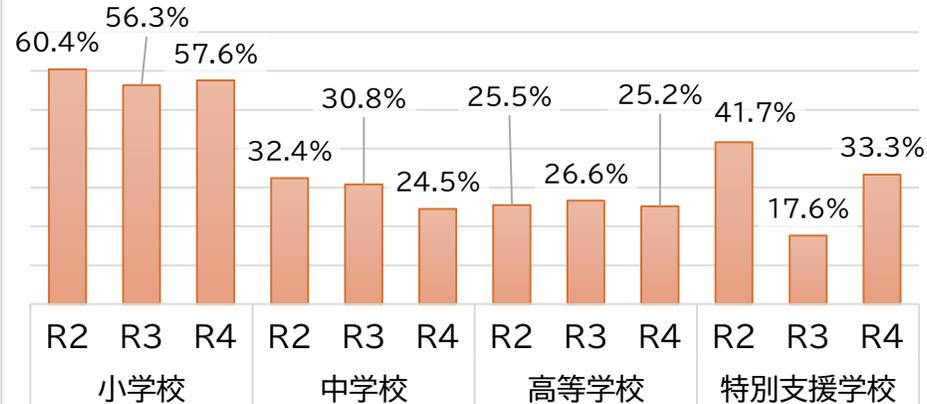
Ⅱ いじめ (3)-2 いじめの発見のきっかけ(経年推移)

<いじめ認知件数に対する項目別の割合>

学級担任が発見した。



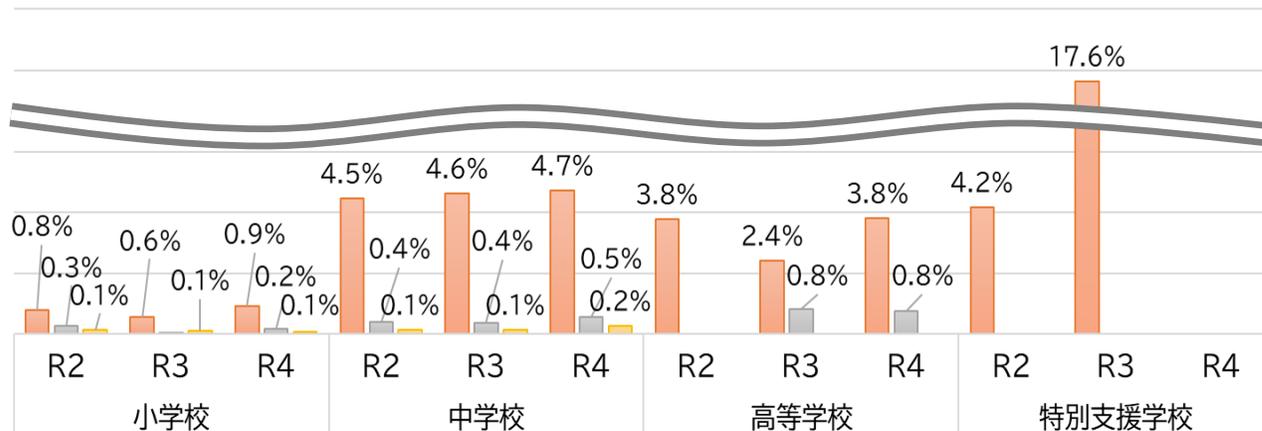
アンケート調査など学校の取組により発見した。



- 特別支援学校では学級担任による発見の割合が増加している。
- 各項目の経年推移をみると、小・中・高等学校は横ばいである。

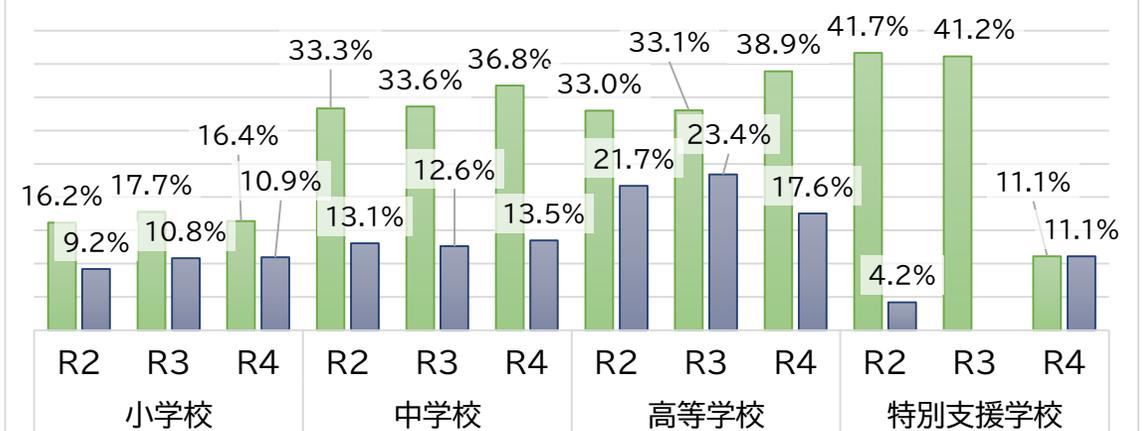
その他の職員等が発見した

■学級担任以外の教職員が発見した。 ■養護教諭が発見した。 ■スクールカウンセラー等の相談員が発見した。

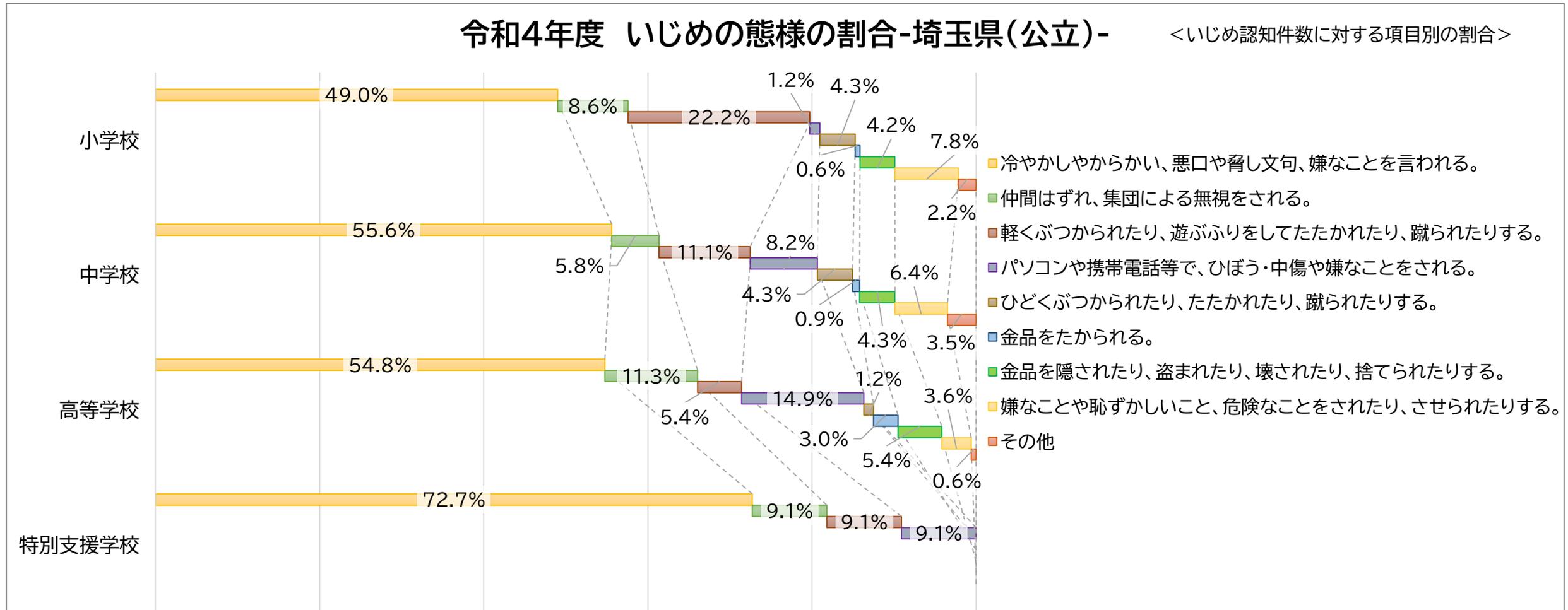


本人、保護者からの訴え

■本人からの訴え ■当該児童生徒の保護者からの訴え



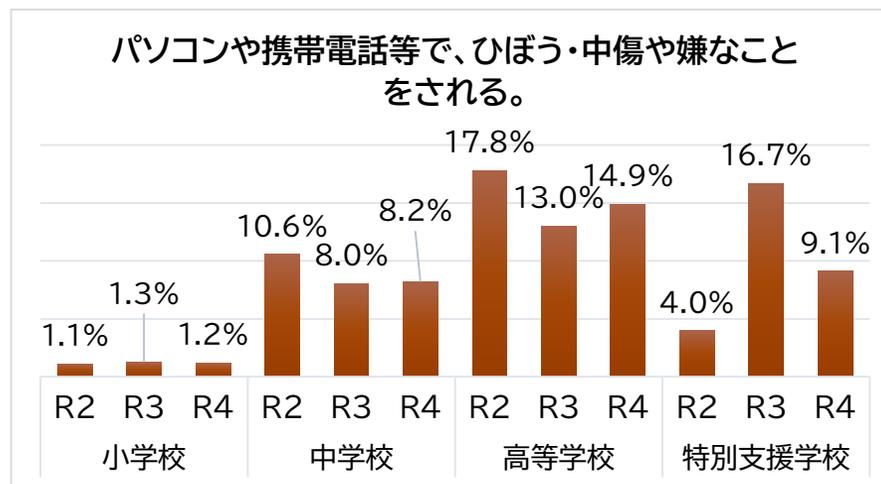
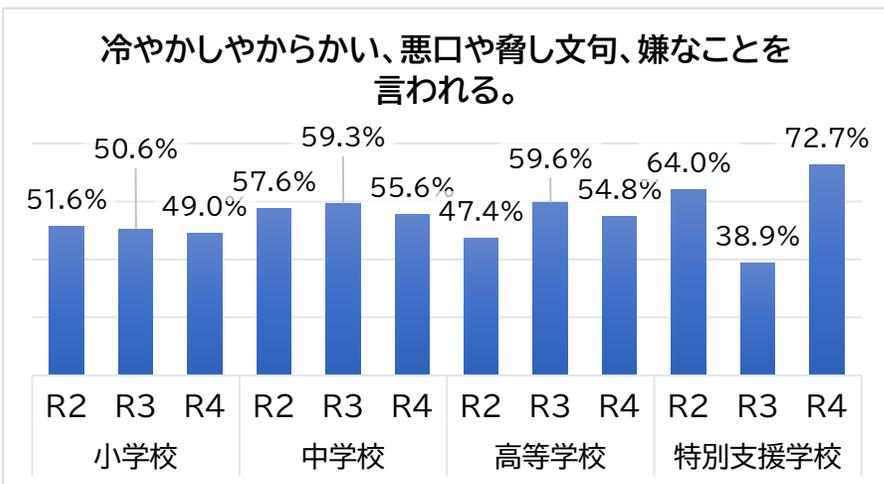
Ⅱ いじめ (4)-1 いじめの態様(校種別)



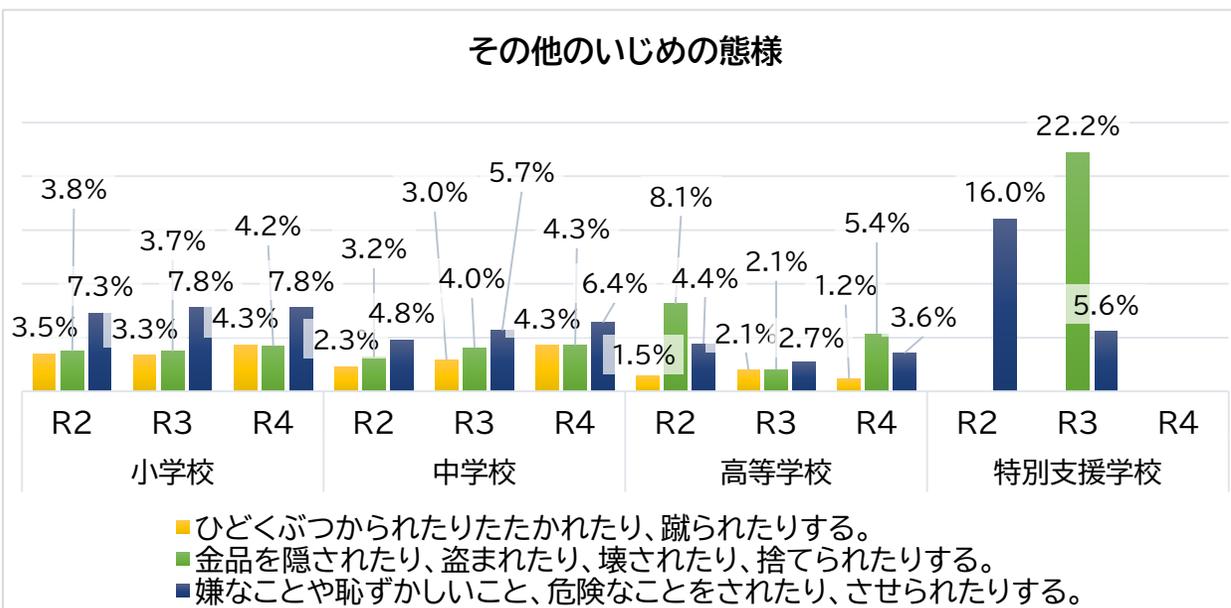
- 「冷やかしゃ(略)」が全体を通して割合が高い。
- 小学校では、「軽くぶつかられたり(略)」や「ひどくぶつかられたり(略)」の割合が高いが、中・高等学校ではその割合が低くなる。
- 高等学校では「パソコンや(略)」や「金品をたかられる。」の割合が他の校種に比べて高い。

Ⅱ いじめ (4)-2 いじめの態様(経年推移)

<いじめ認知件数に対する項目別の割合>

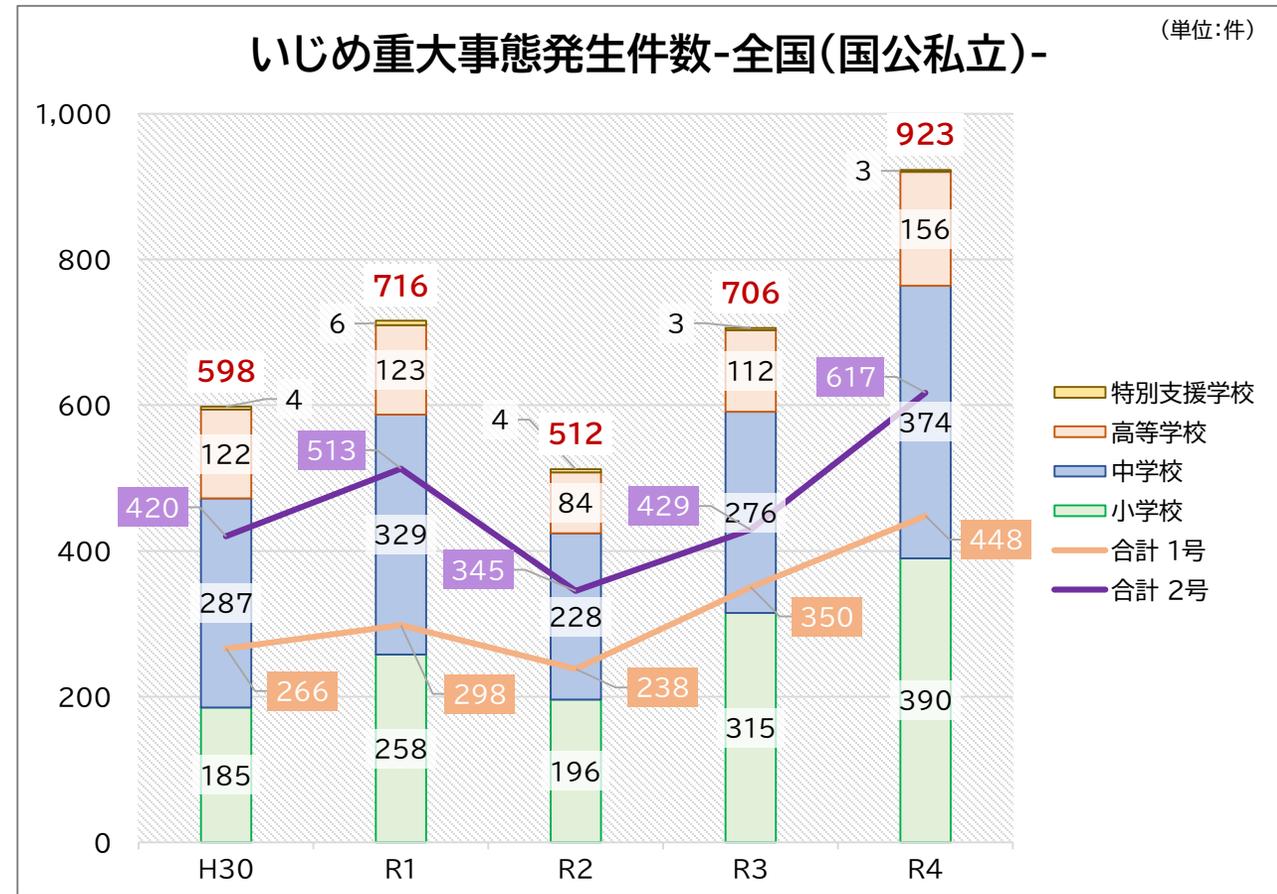
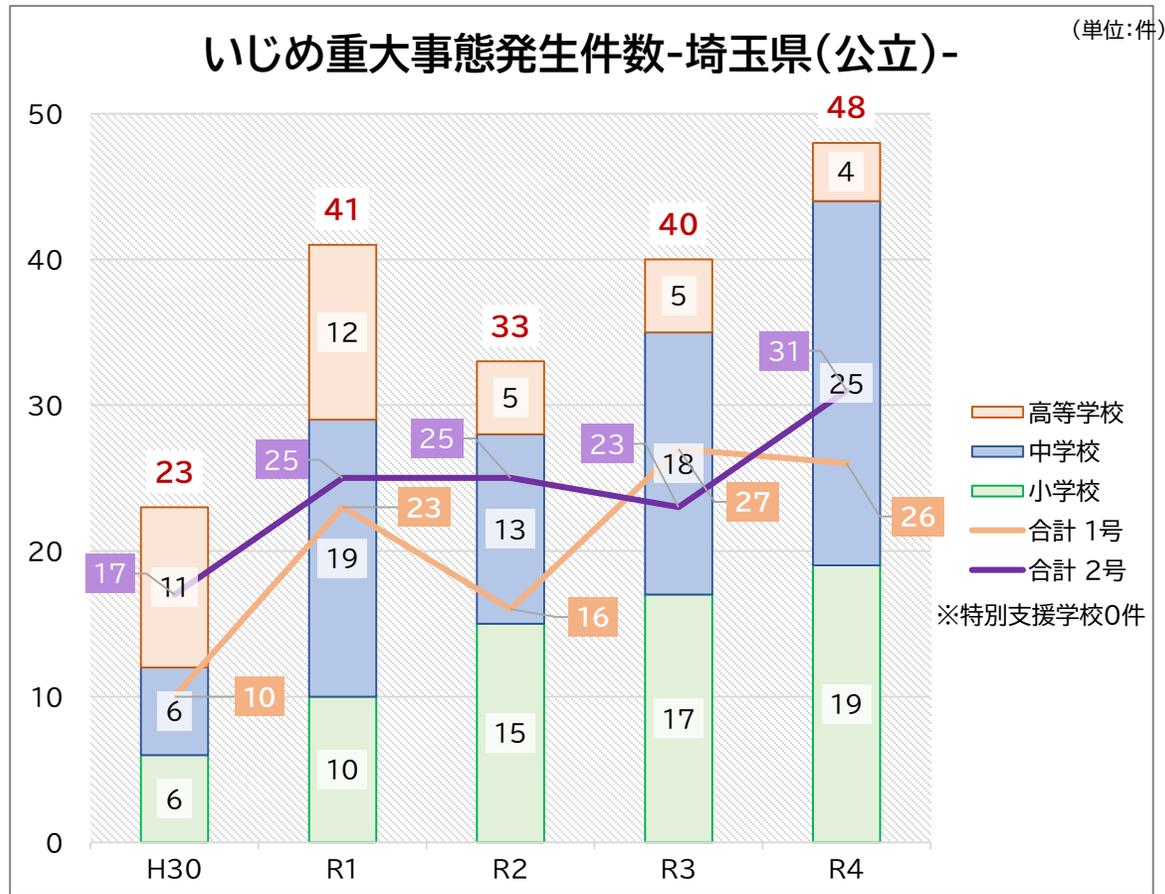


- 「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」について、中・高等学校と割合が高い。
- 前年度比において、最も高い増加率は、中学校では「金品をたかられる」、高等学校では「金品を隠されたり、(略)」である。



前年度比	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	111%	111%	106%	114%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	107%	99%	127%	100%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	115%	124%	129%	100%
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	147%	172%	67%	-
金品をたかられる。	155%	278%	167%	-
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	131%	126%	300%	0%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	115%	134%	150%	0%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	112%	121%	132%	33%
その他	156%	197%	20%	0%

Ⅱ いじめ (5)-1 いじめ重大事態発生件数(全国との比較・校種別)

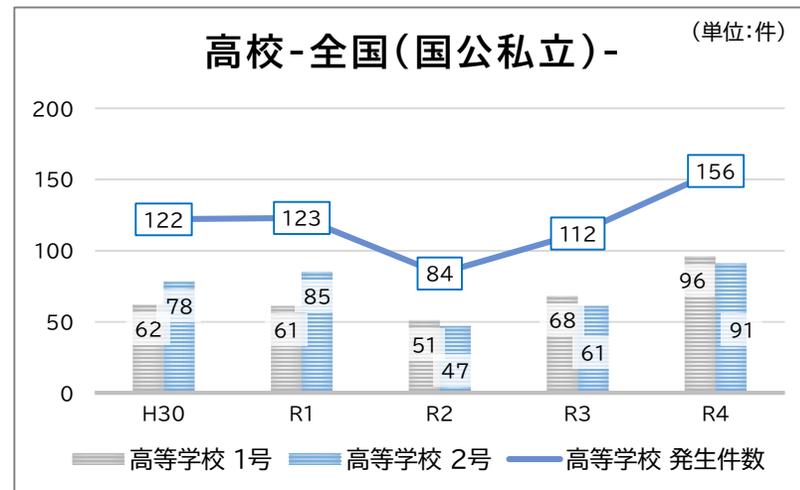
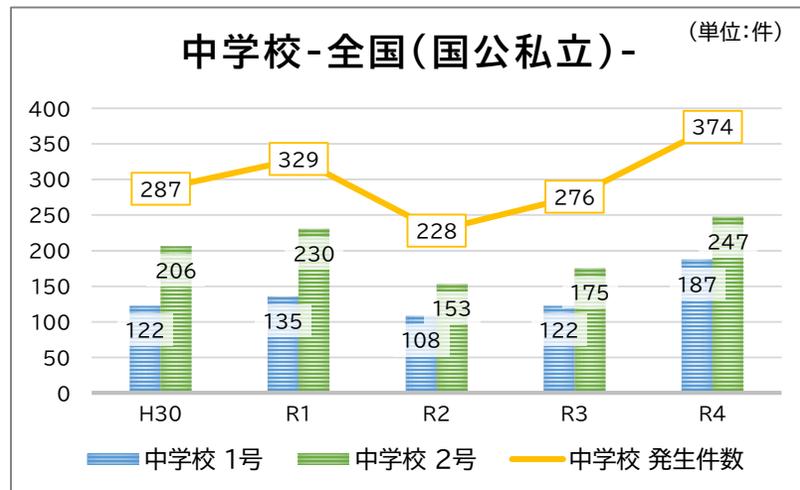
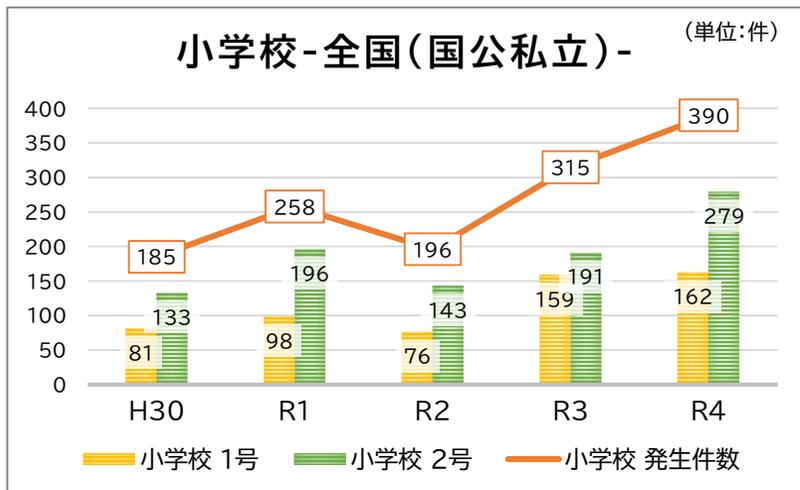
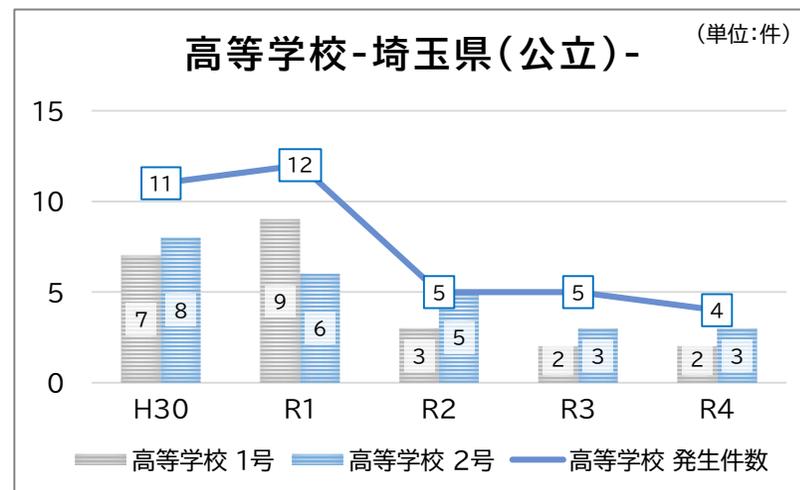
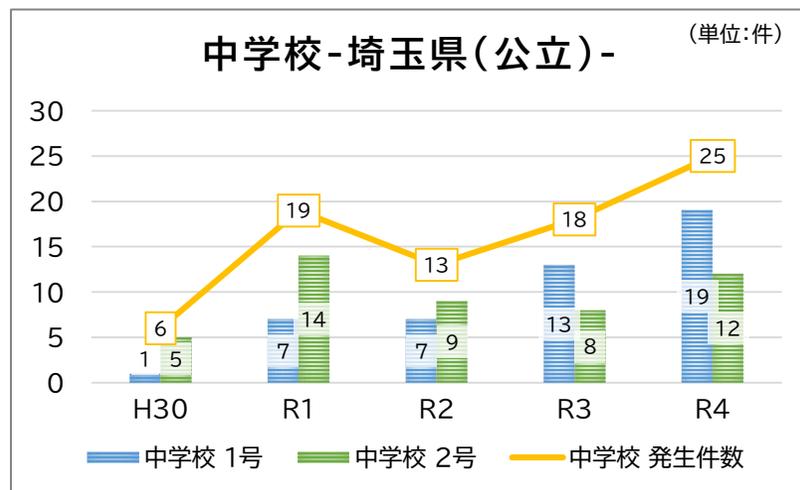
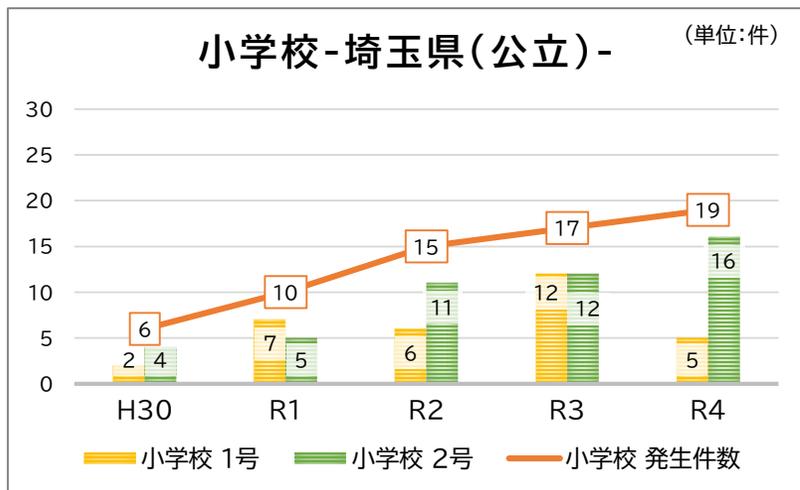


いじめ防止対策推進法第28条第1項

1号:いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 2号:いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 埼玉県では、小・中学校で重大事態が増加傾向にある。
- 全国では、令和3年度以降、小・中・高等学校で増加している。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項における1号、2号について、両方に該当する事案もあり、重複して計上した。また、令和3年度以外、2号事案が多い。

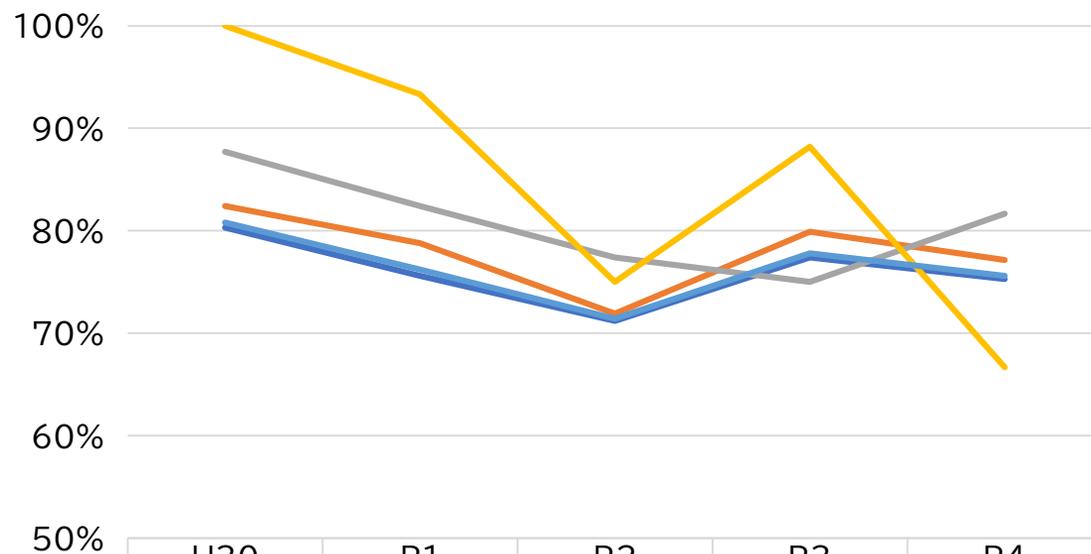
Ⅱ いじめ (5)-2 いじめ重大事態発生件数(経年推移)



- 小・中学校のいじめ重大事態の件数について、全国、埼玉県公立学校ともに増加傾向である。
- 高等学校のいじめ重大事態の件数について、全国では増加傾向であるが、埼玉県公立学校は減少傾向である。
- 令和3、4年度で、中学校では、1号事案が2号事案を上回っている。

Ⅱ いじめ (6) いじめの解消状況(経年推移)

いじめの解消状況(3月末時点)



	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	80.3%	75.6%	71.2%	77.4%	75.3%
中学校	82.4%	78.8%	71.9%	79.9%	77.1%
高等学校	87.7%	82.4%	77.4%	75.0%	81.7%
特別支援学校	100.0%	93.3%	75.0%	88.2%	66.7%
合計	80.8%	76.2%	71.4%	77.8%	75.6%

解消に向けて取組中

いじめ認知から3か月以上経過している件数

	R2	R3	R4
小学校	886	1,589	2,056
中学校	259	322	323
高等学校	15	11	7
特別支援学校	1	1	2
合計	1,161	1,923	2,388

いじめ認知から3か月以上経過している割合

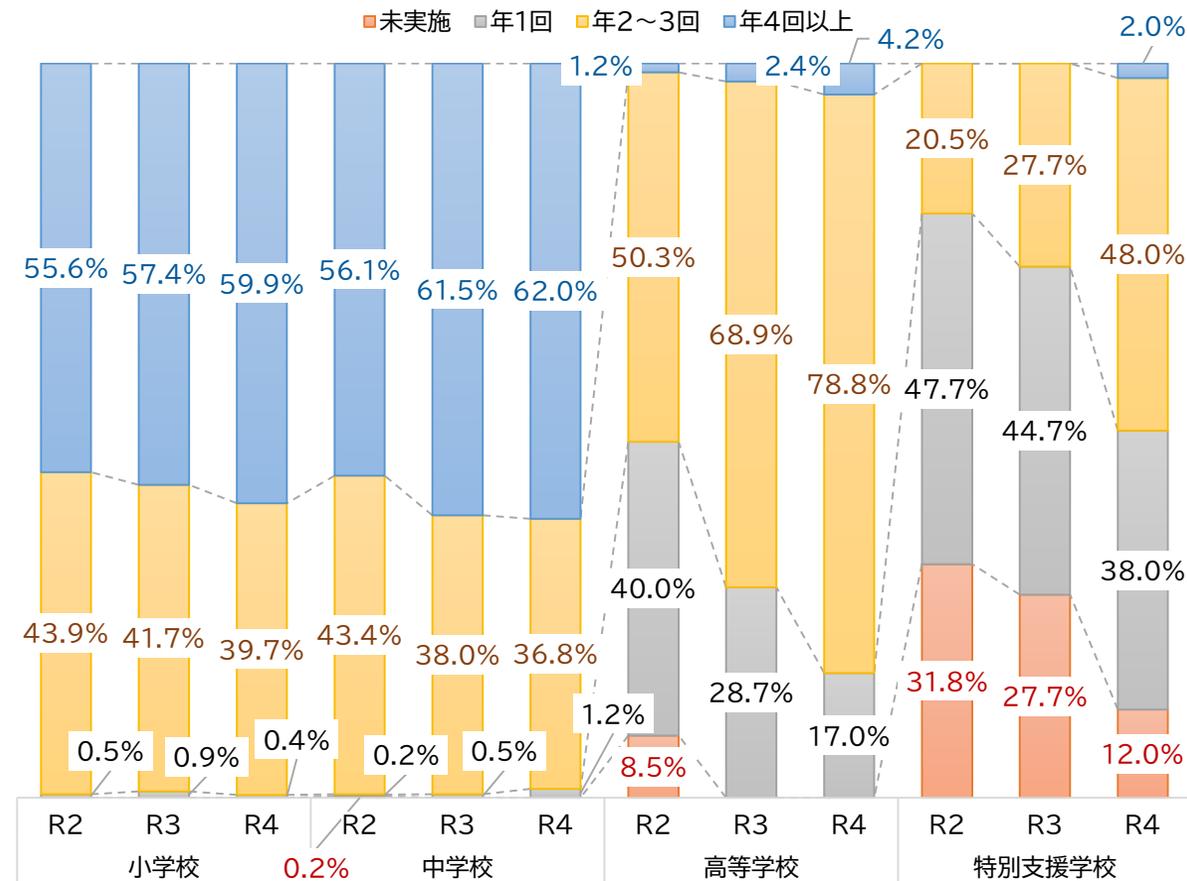
	R2	R3	R4
小学校	3.9%	6.0%	6.9%
中学校	7.9%	7.3%	6.2%
高等学校	14.2%	8.9%	5.3%
特別支援学校	4.2%	5.9%	22.2%
合計	4.5%	6.2%	6.8%

※認知件数比

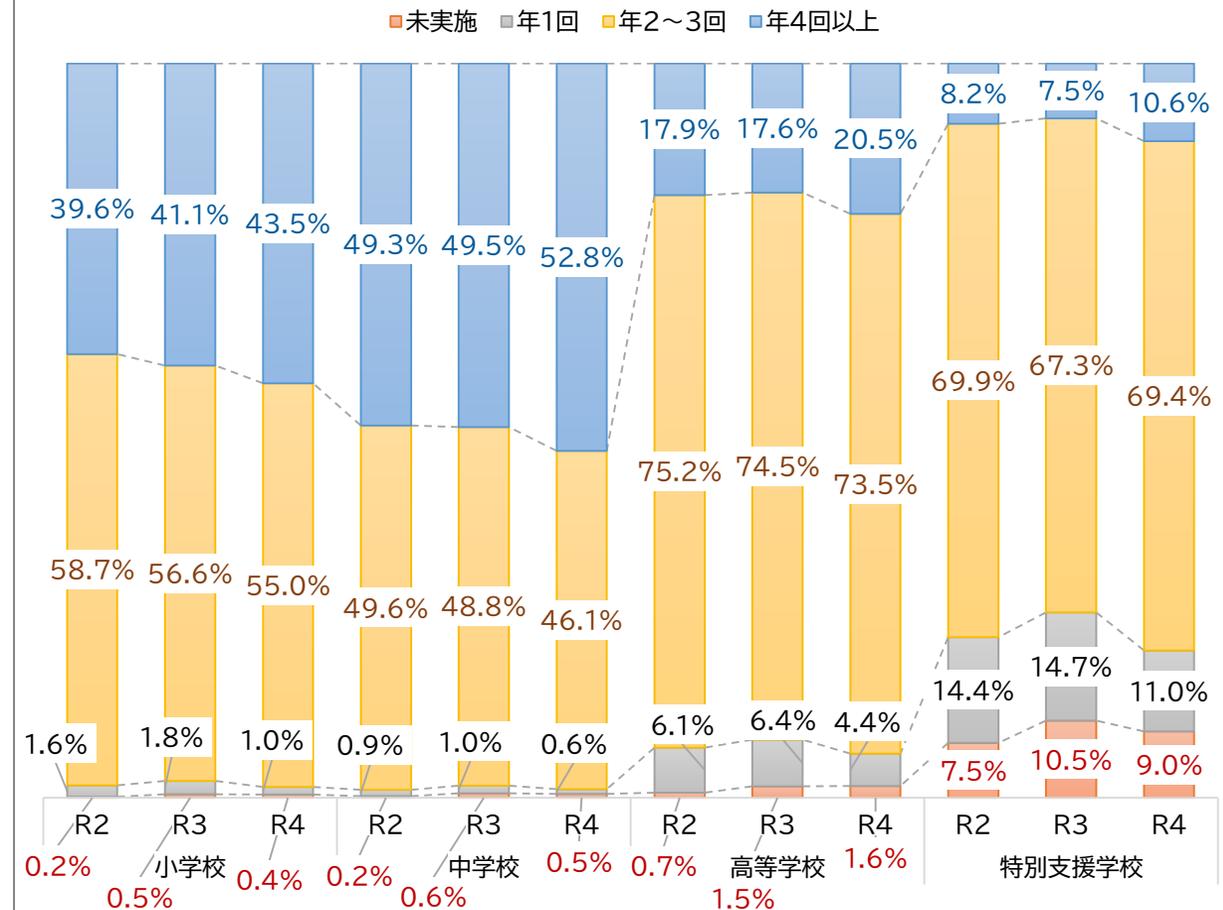
- 小・中・高等学校において、経年比較では大きな変化は見られない。
- 解消に向けて取組中の事案のうち、いじめ解消の目安とされる「いじめ認知から3か月」以上経過している事案の割合は全ての校種を合計して6.8%である。
- いじめ認知から3か月以上経過しているが解消に至っていない割合が小学校では増加している。

Ⅱ いじめ (7) アンケート実施状況(経年推移)

アンケート調査実施状況 経年推移-埼玉県(公立)-



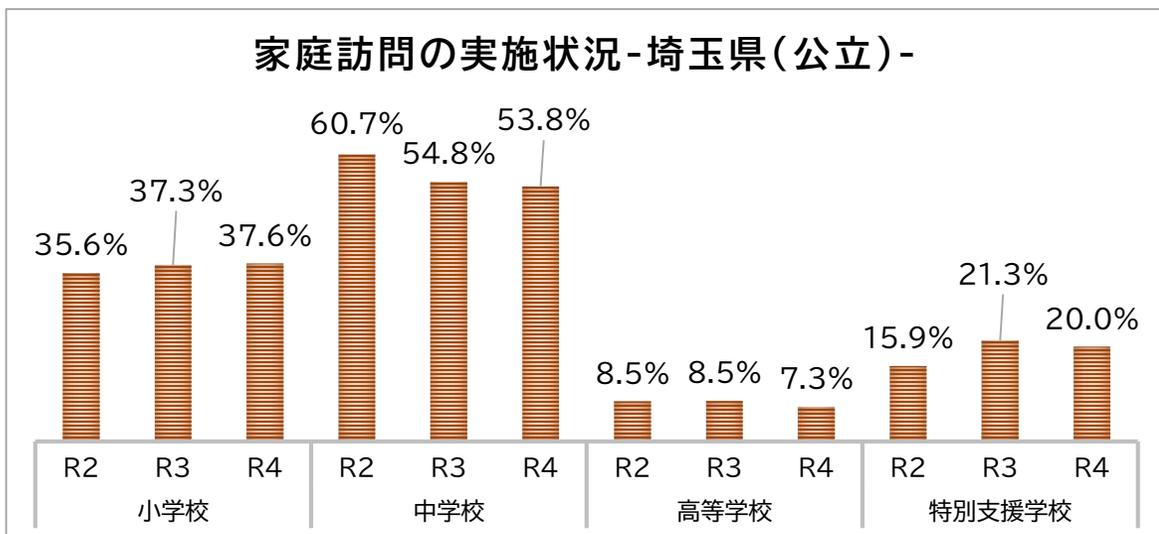
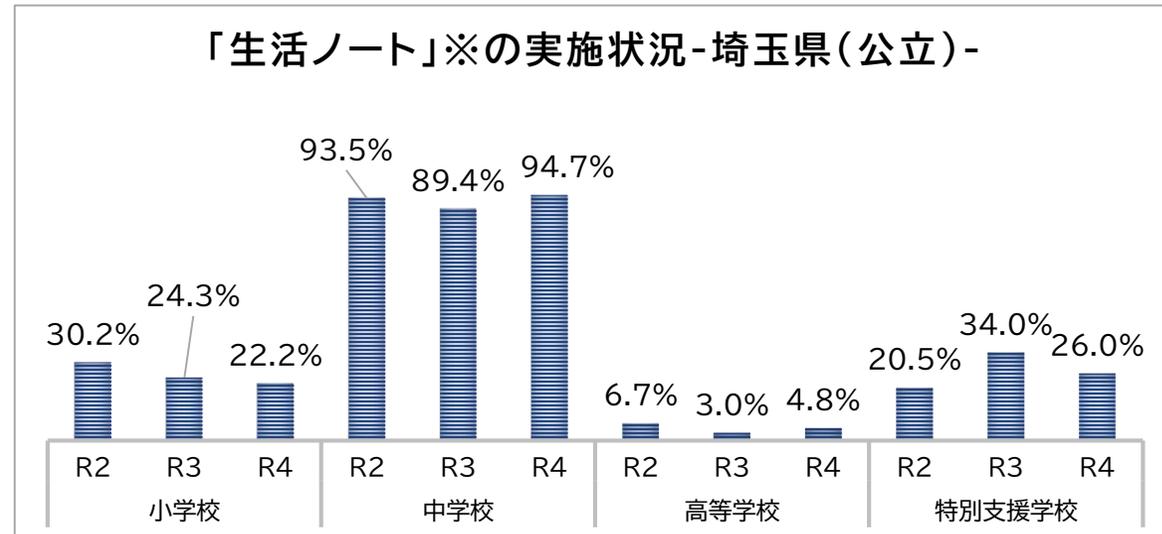
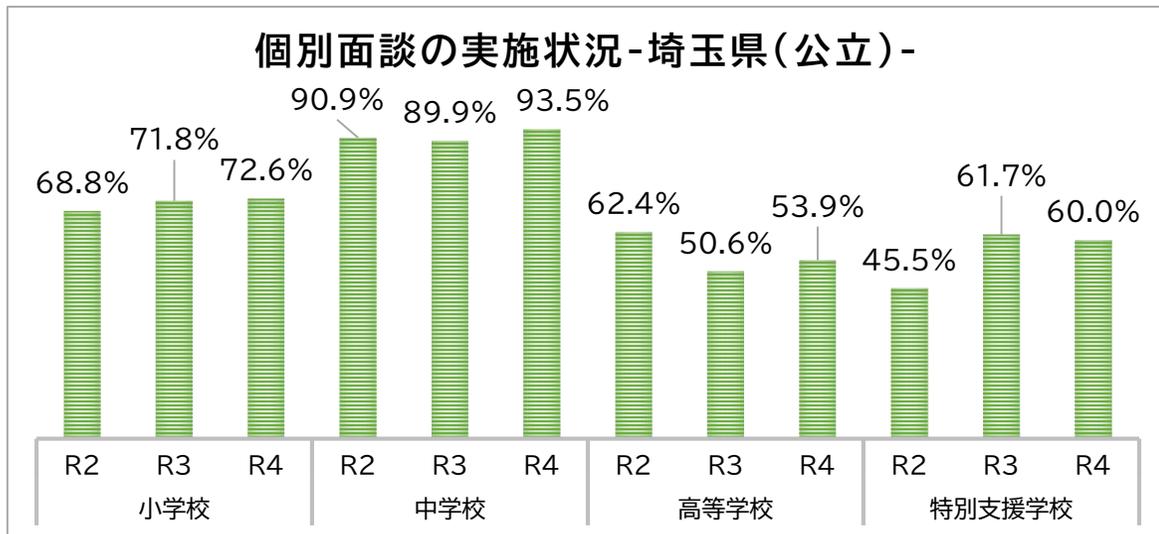
アンケート調査実施状況 経年推移-全国(公立)-



- 埼玉県において、小・中学校で年4回以上実施の割合が高い。高等学校・特別支援学校では複数回実施の割合が前年度より増加している。
- 令和4年度で複数回実施した割合について、全国と比較すると、高等学校で11.0ポイント、特別支援学校で30.0ポイント低い。

Ⅱ いじめ (8) いじめの日常的な実態把握のための具体的取組の実施状況(アンケート以外)

●複数回答可の項目



※「生活ノート」…「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等

- 中学校ではどの項目も他校種と比較して割合が高い。
- 項目別にみると、「個別面談」の実施の割合は、他の項目に比べて高い。
- 経年比較をすると、特別支援学校の「個別面談」が令和2年度から令和3年度で上昇し、令和4年度も令和3年度と同様の割合となっている。
- 小・中・高等学校において、「個別面談」「生活ノート」「家庭訪問」の実施割合は、直近三年間でおおむね横ばいである。

Ⅱ いじめ 調査結果・今後の対応

【調査結果】

- いじめの認知件数は県公立学校全体として増加した。特に小・中学校で増加率が高い。高等学校においては、前年度よりも増加したが、コロナ禍前の令和元年度より少ない。
- 小・中・高等学校において学年別に認知件数をみると、ほぼ全ての学年で増加している。
- 増加の要因として、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加したこととともに、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことにより、いじめと疑われる事案に対し、学校として積極的な認知が行われたためと捉えている。
- 小・中学校及び特別支援学校において、いじめの解消状況が減少している理由の一つに、解消に向けて被害児童生徒に寄り添った対応を丁寧に行う必要があることから、相当の期間を要していることが挙げられる。
- 中学校においては、小学校と比較して、インターネット上でのいじめの割合が著しく多い。
- 重大事態件数が増加しており、その中には学校のいじめの認知や組織的な対応に課題があったと考えられる事案がある。

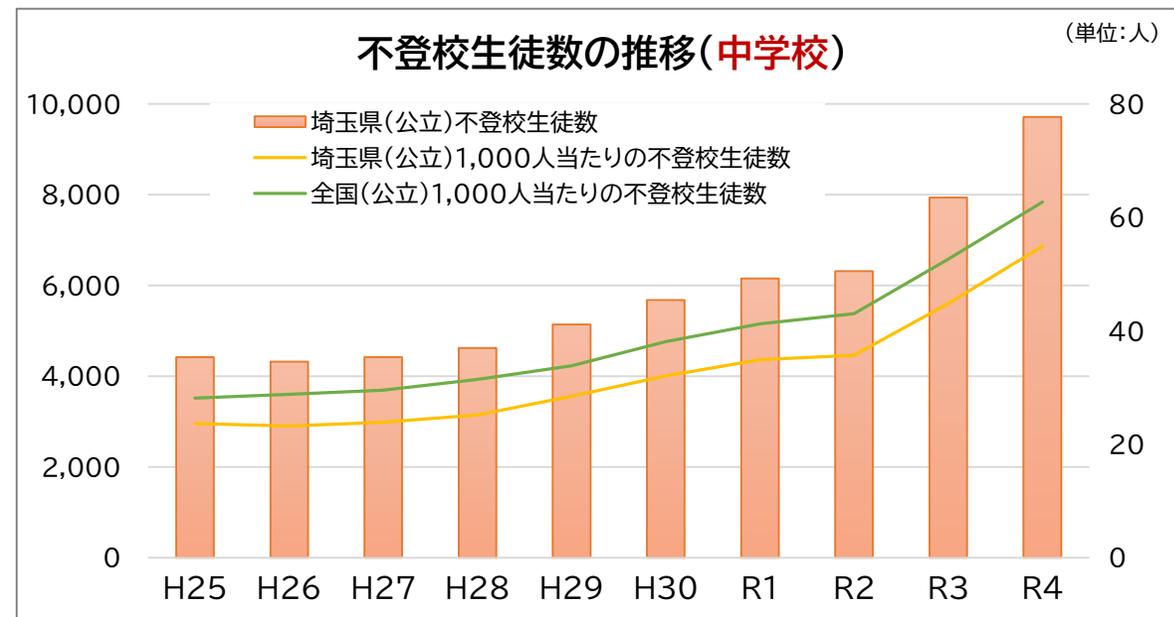
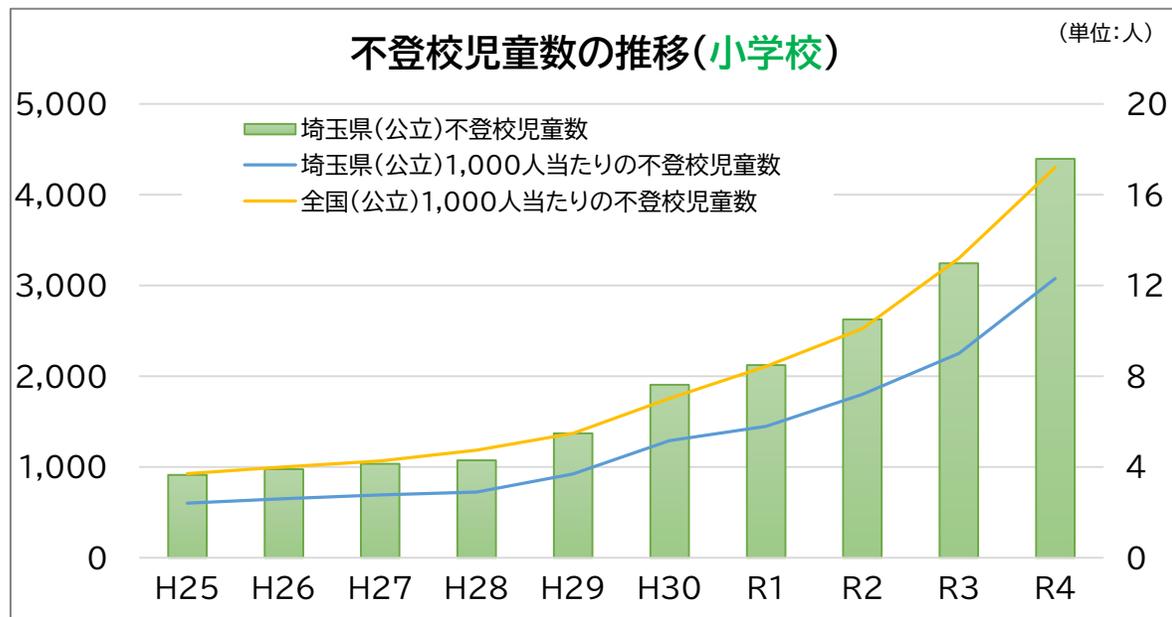
【今後の対応】

- いじめの未然防止や解消に向けて、児童生徒の実情に応じた発達支持的生徒指導(*1)及び課題予防的生徒指導(*2)を実践する。
- 重大事態に至らないよう、初期段階からいじめ防止対策推進法やガイドラインに基づいて組織的な対応を徹底する。

*1 教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける。具体的には、挨拶や声掛け、励まし等、日常の生徒指導を基盤として行い、自己有用感を高める。

*2 課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成される。課題未然防止教育では、〇〇教育、〇〇教室等、意図的な教育プログラムを通して、課題となる行動を未然に防止する。課題早期発見対応では、一部の児童生徒を対象に、教育相談、家庭訪問、アンケート等、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。

Ⅲ 不登校 (1)-1 小・中学校における不登校児童生徒数(経年推移)



不登校児童生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	912	974	1,032	1,073	1,368	1,906	2,121	2,624	3,244	4,395
中学校	4,414	4,318	4,420	4,617	5,138	5,678	6,154	6,310	7,934	9,715
合計	5,326	5,292	5,452	5,690	6,506	7,584	8,275	8,934	11,178	14,110

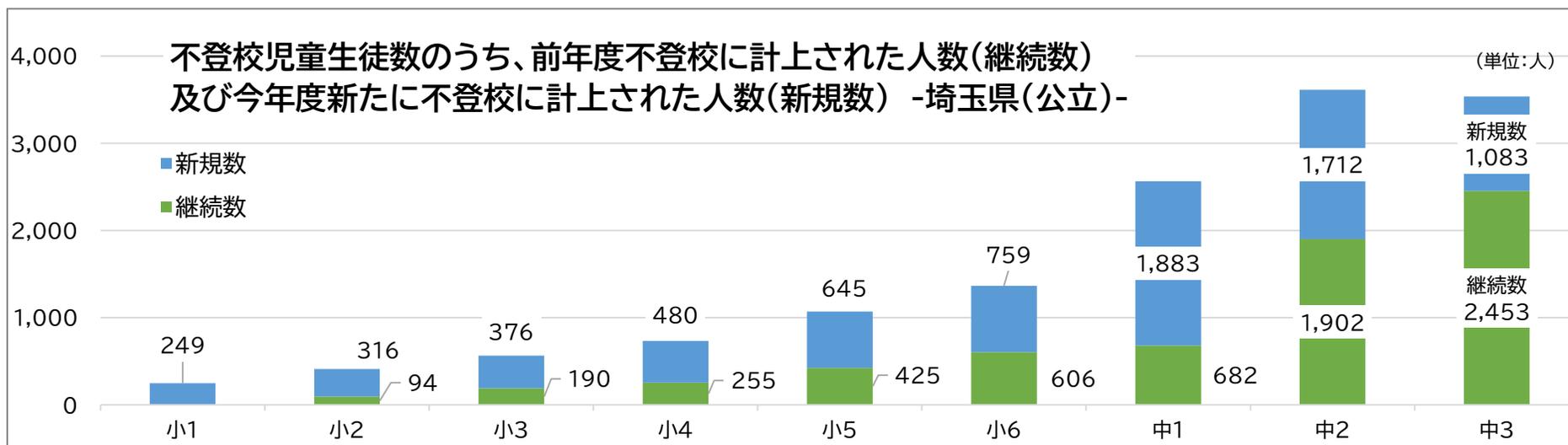
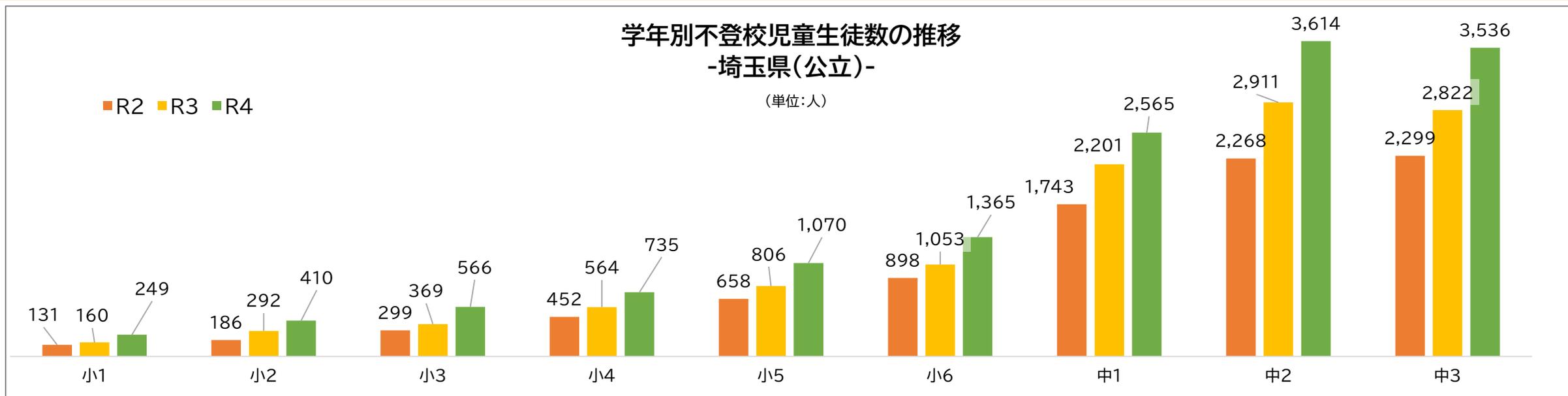
1,000人当たりの不登校児童生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	2.4	2.6	2.8	2.9	3.7	5.2	5.8	7.2	9.0	12.3
中学校	23.7	23.2	23.9	25.2	28.4	32.0	34.9	35.7	44.6	54.9
合計	9.4	9.4	9.8	10.2	11.8	13.9	15.2	16.5	20.8	26.4

全国(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	3.7	4.0	4.3	4.7	5.5	7.0	8.4	10.1	13.2	17.2
中学校	28.1	28.8	29.5	31.4	33.8	38.1	41.2	43.0	52.6	62.7
合計	11.8	12.2	12.7	13.6	14.7	17.0	19.0	20.7	26.0	32.1

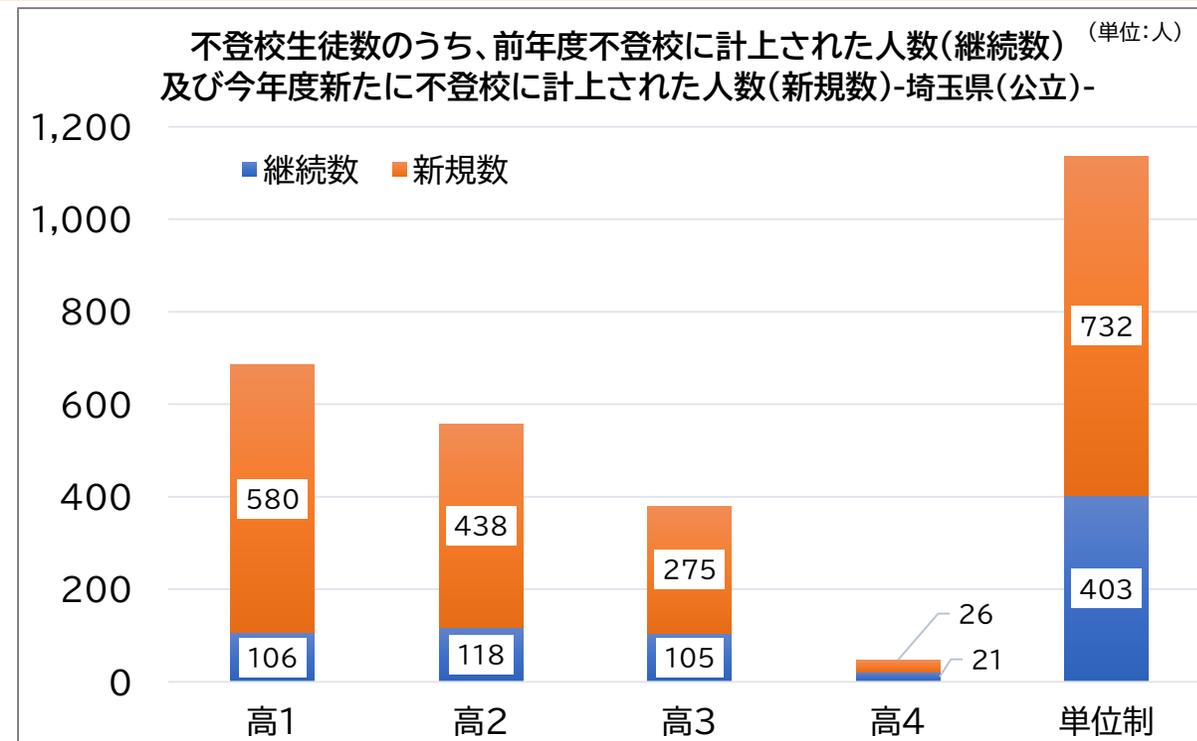
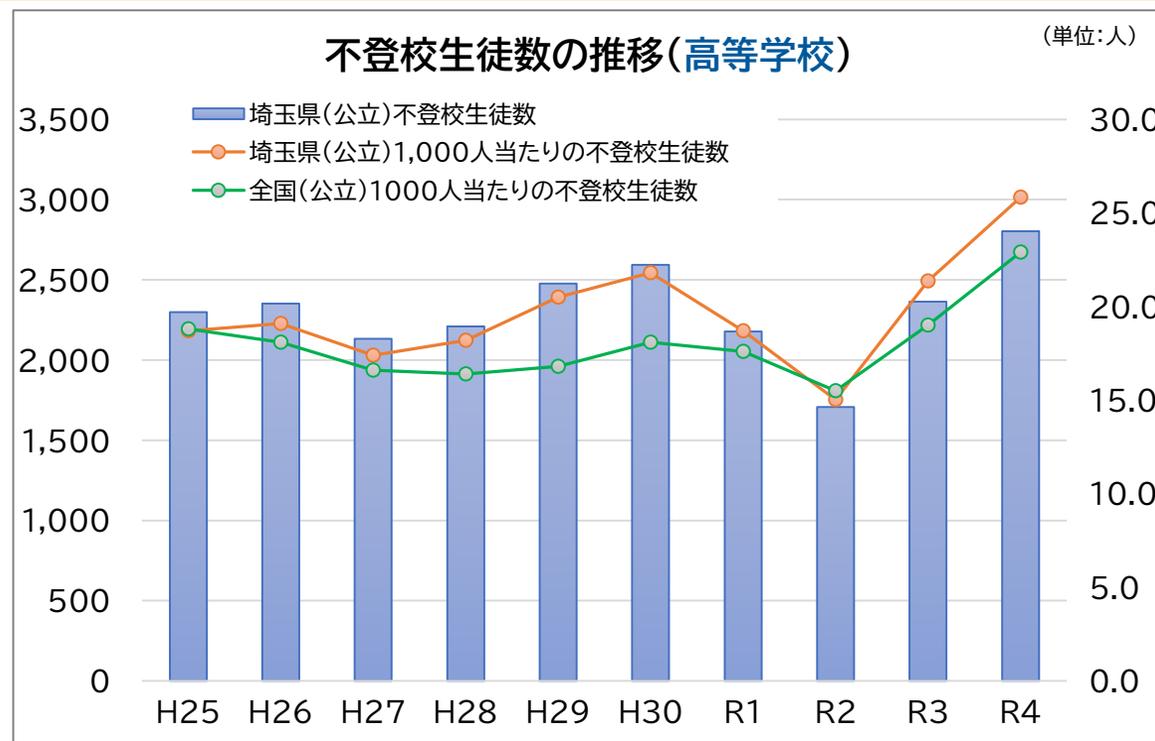
- 不登校児童生徒数は、全国と同様に増加傾向である。
- 小・中学校での不登校児童生徒数は14,110人(前年度11,178人)であり、前年度に比べて26.2%増加した。
- 1,000人当たりの不登校児童生徒数は26.4人である。(前年度は20.8人)

Ⅲ 不登校 (1)-2 小・中学校における不登校児童生徒数(学年別)



- 小学校における不登校児童数は学年を追うごとに増加している。
- 中学校1学年の新規数は、小学校各学年の新規数と比較して多い。
- 中学校2・3学年では、継続数が多い。

Ⅲ 不登校 (1)-3 高等学校における不登校生徒数(経年推移・学年別)



不登校生徒数

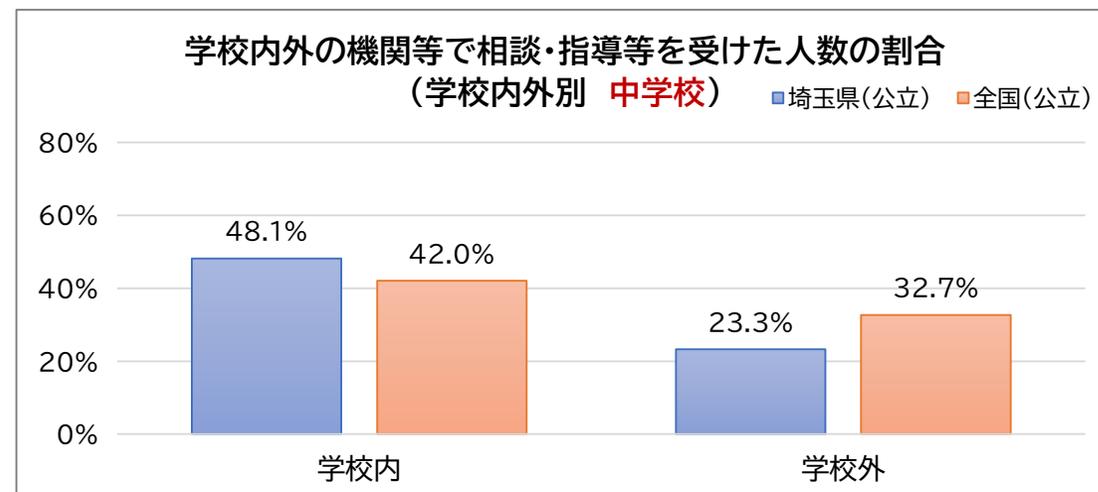
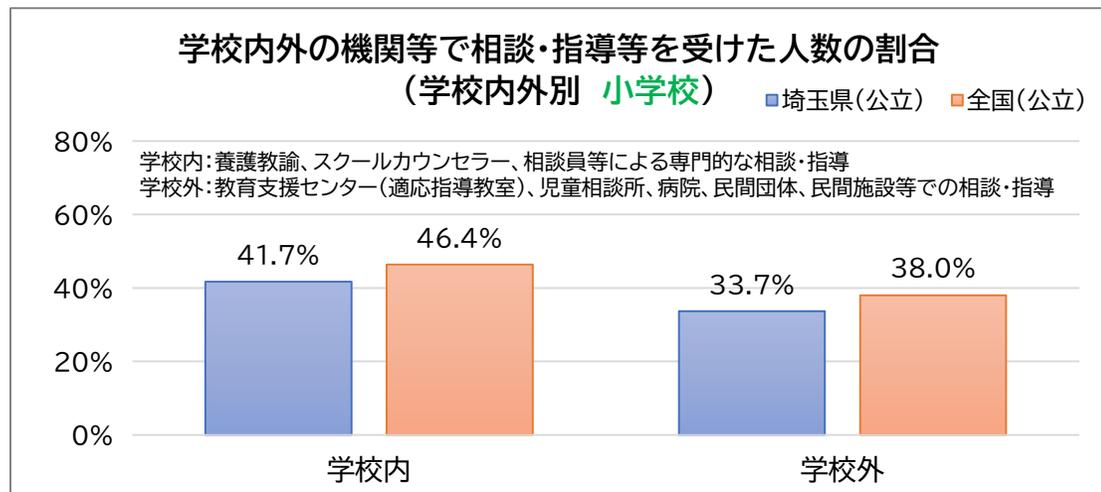
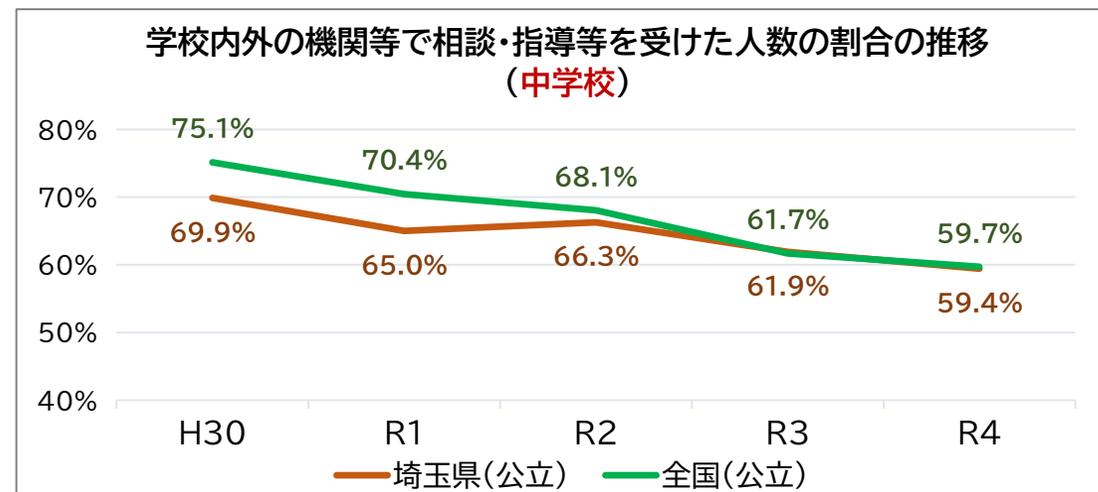
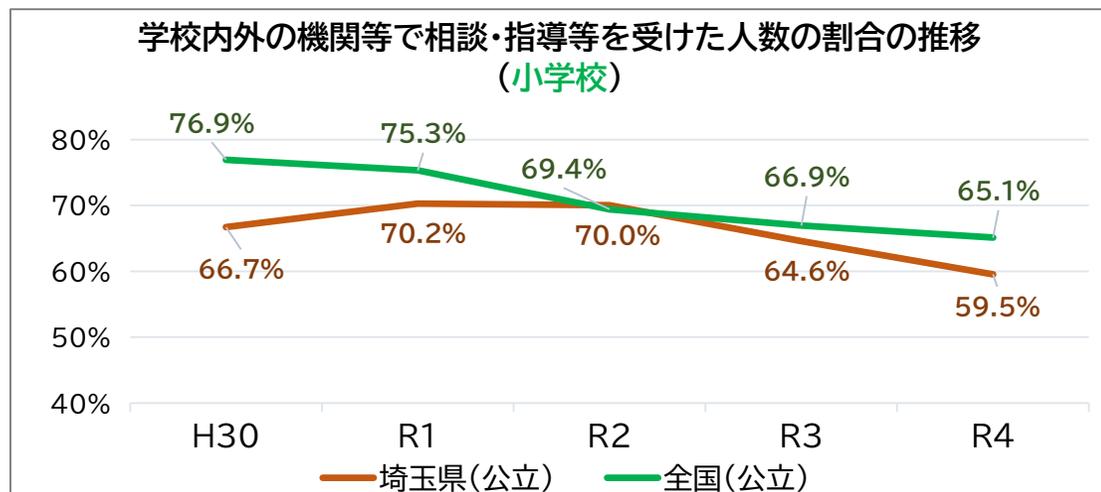
埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高等学校	2,299	2,353	2,132	2,210	2,476	2,594	2,179	1,707	2,364	2,804

1,000人当たりの不登校生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高等学校	18.7	19.1	17.4	18.2	20.5	21.8	18.7	15.0	21.4	25.8
全国(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高等学校	18.8	18.1	16.6	16.4	16.8	18.1	17.6	15.5	19.0	22.9

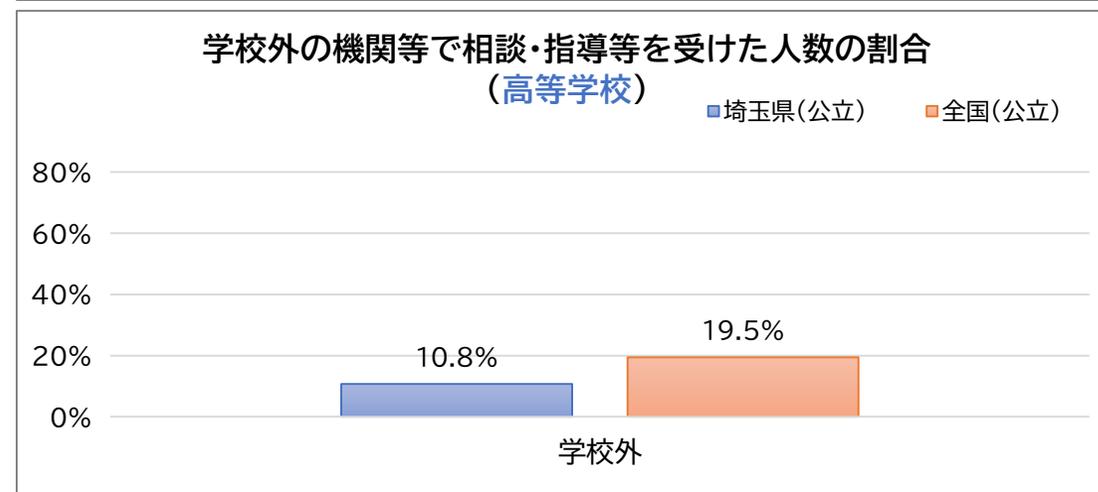
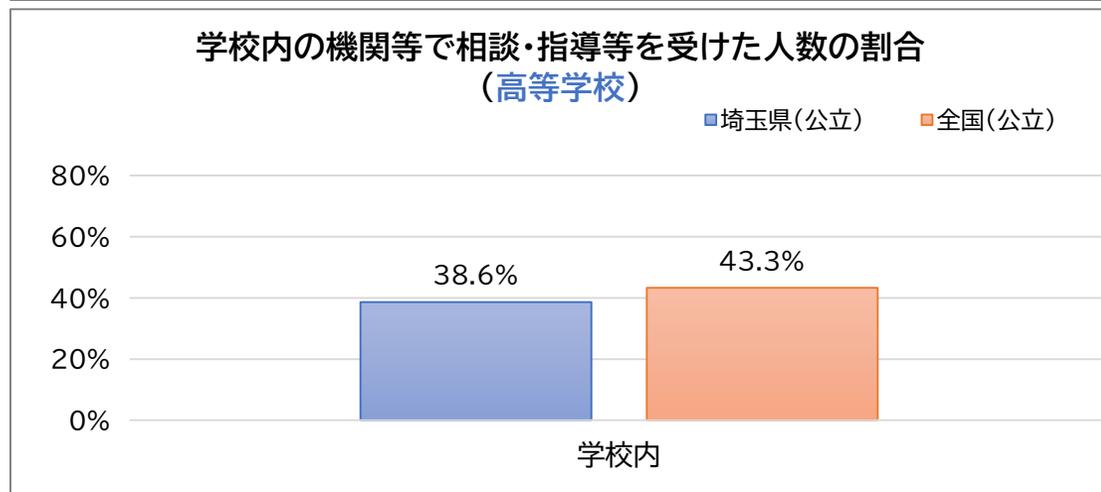
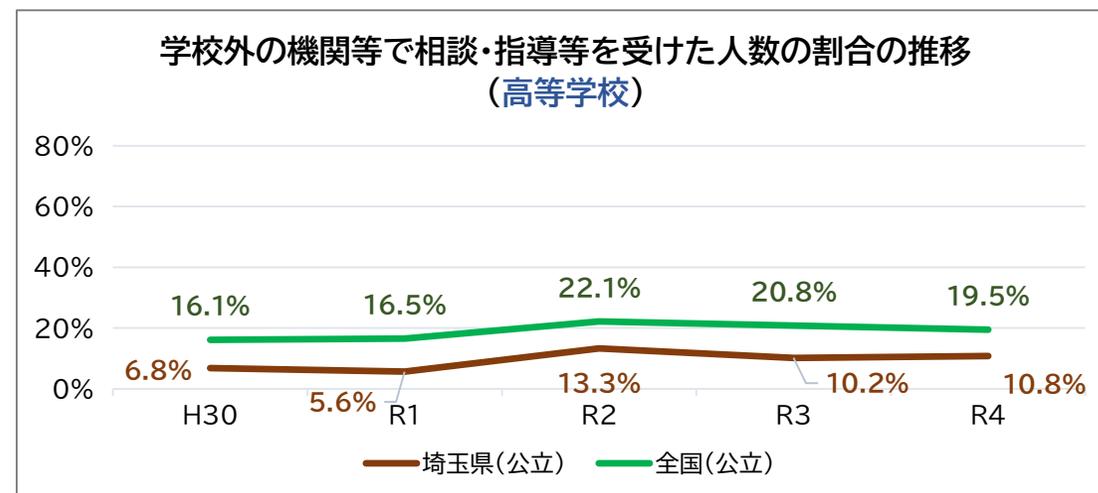
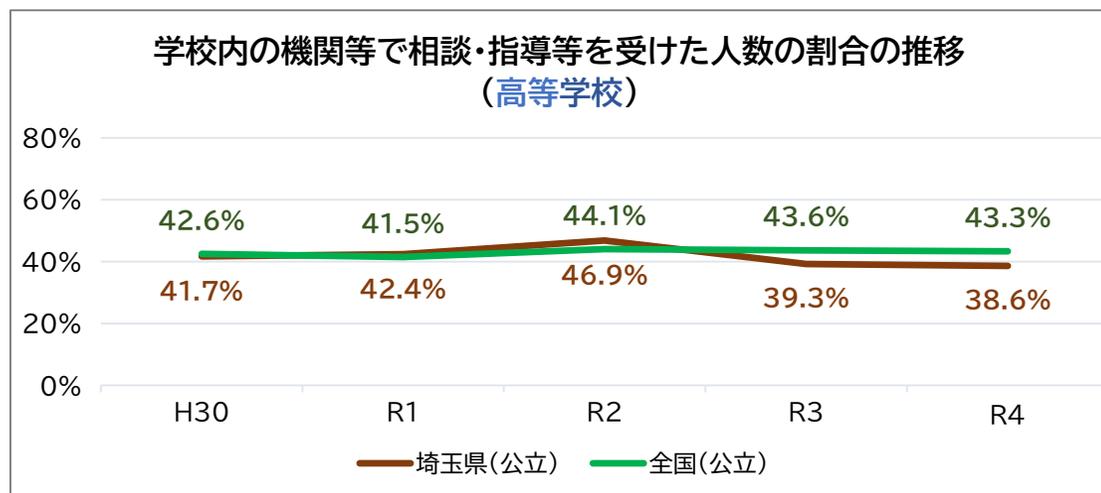
- 高等学校における不登校生徒数は、2,804人(前年度2,364人)であり、前年度と比べて18.6%増加している。
- 1,000人当たりの不登校生徒数でも、25.8人(前年度21.4)と増加している。
- 学年を追うごとに不登校生徒数は減少している。1学年の新規数が、他学年に比べて多い。

Ⅲ 不登校 (2)-1 小・中学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数



- 小・中学校における不登校児童生徒のうち「学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数」の割合は、下がっている。
- 小・中学校においては、学校内で相談・指導等を受けた人数の割合が高い。
- 全国と比較すると、小学校において「学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数」の割合が低い。

Ⅲ 不登校 (2)-2 高等学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数

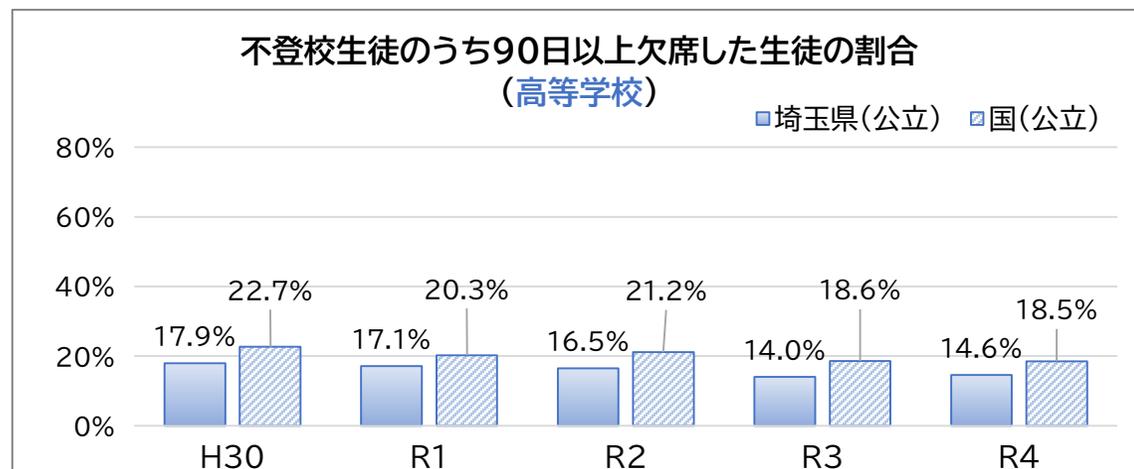
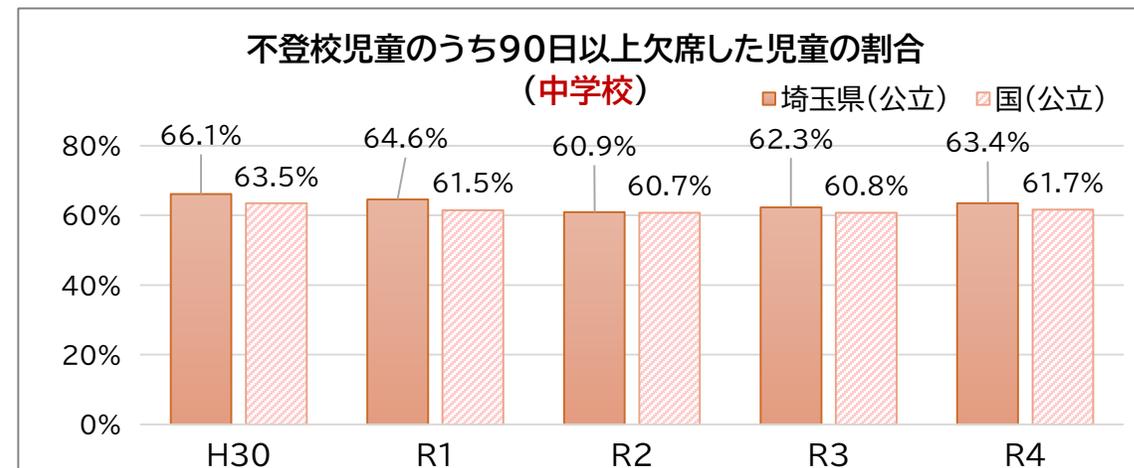
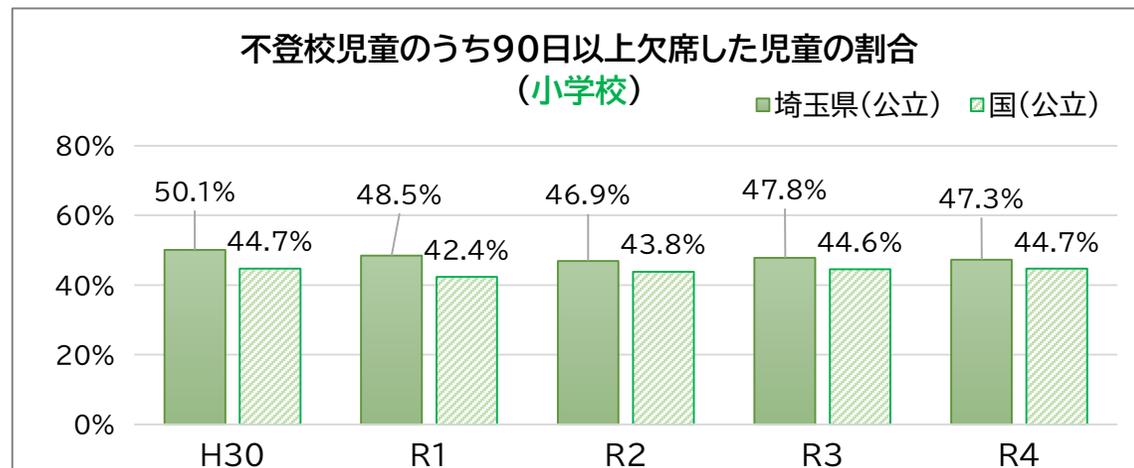


学校内:養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談・指導

学校外:教育支援センター(適応指導教室)、児童相談所、病院、民間団体、民間施設等での相談・指導

- 高等学校における不登校生徒のうち、学校内、学校外それぞれで相談・指導等を受けた人数の割合は、前年度と比較し同等程度である。

Ⅲ 不登校 (3) 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数



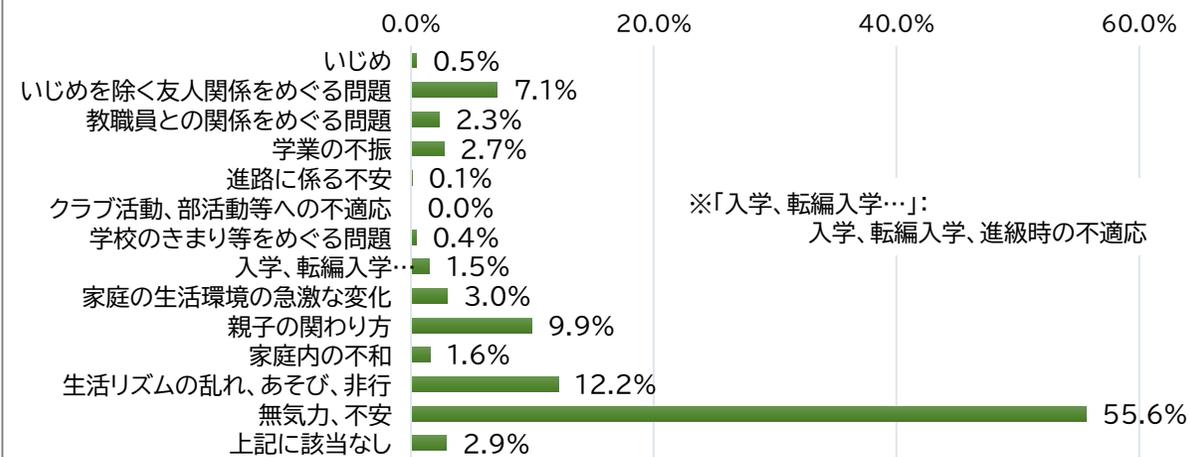
不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数(人)

埼玉県(公立)	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	954	1,028	1,231	1,550	2,078
中学校	3,755	3,974	3,845	4,944	6,164
高等学校	465	373	281	332	408
合計	5,174	5,375	5,357	6,826	8,650

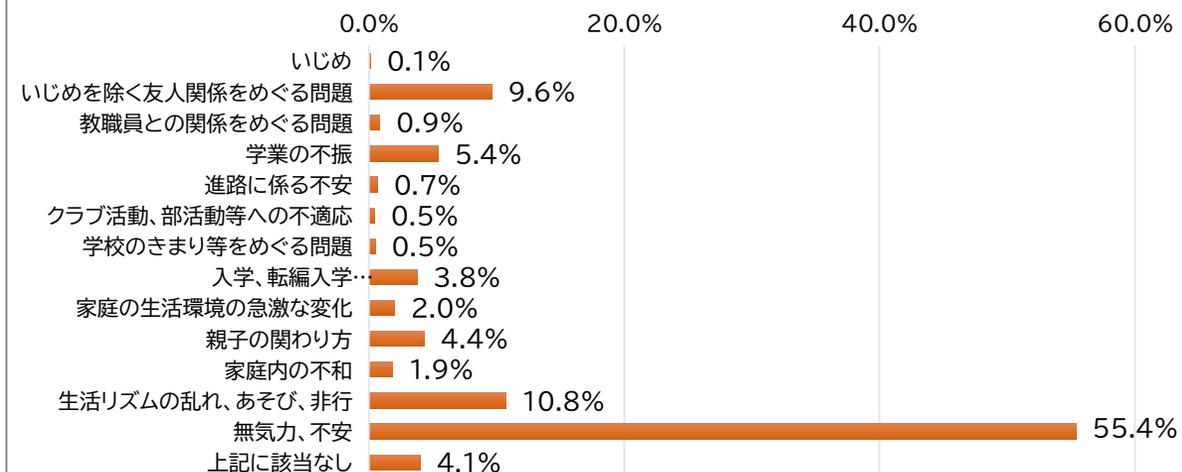
- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席した児童生徒数は、全校種で増加している。
- 全国との比較では、全校種において大きな差異はみられない。
- 経年推移をみると、全校種でおおむね横ばいである。

Ⅲ 不登校 (4) 不登校の要因(校種別)

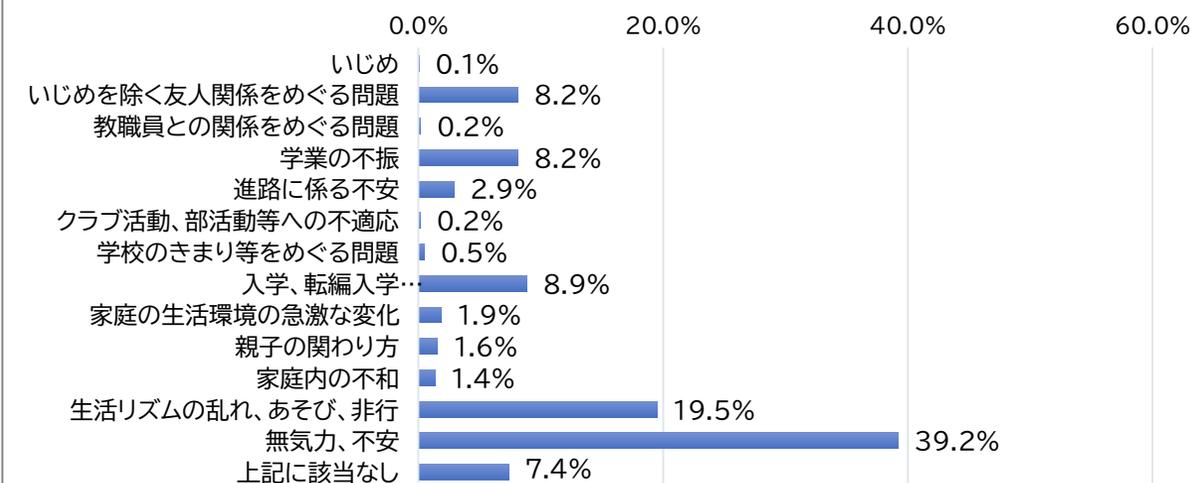
令和4年度 不登校の要因別割合(小学校)



令和4年度 不登校の要因別割合(中学校)



令和4年度 不登校の要因別割合(高等学校)



不登校の要因別人数	小学校	中学校	高等学校
いじめ	21	13	2
いじめを除く友人関係をめぐり問題	313	936	229
教職員との関係をめぐり問題	102	85	6
学業の不振	119	529	229
進路に係る不安	5	66	82
クラブ活動、部活動等への不適応	0	45	5
学校のきまり等をめぐり問題	19	49	14
入学、転編入学、進級時の不適応	68	367	249
家庭の生活環境の急激な変化	133	196	52
親子の関わり方	437	425	44
家庭内の不和	70	182	38
生活リズムの乱れ、あそび、非行	534	1,045	547
無気力、不安	2,445	5,383	1,100
上記に該当なし	129	394	207
	4,395	9,715	2,804

- 小・中・高等学校ともに「無気力、不安」が最も多い。
- 高等学校においては、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の割合が小・中学校に比べて高い。

Ⅲ 不登校 調査結果・今後の対応

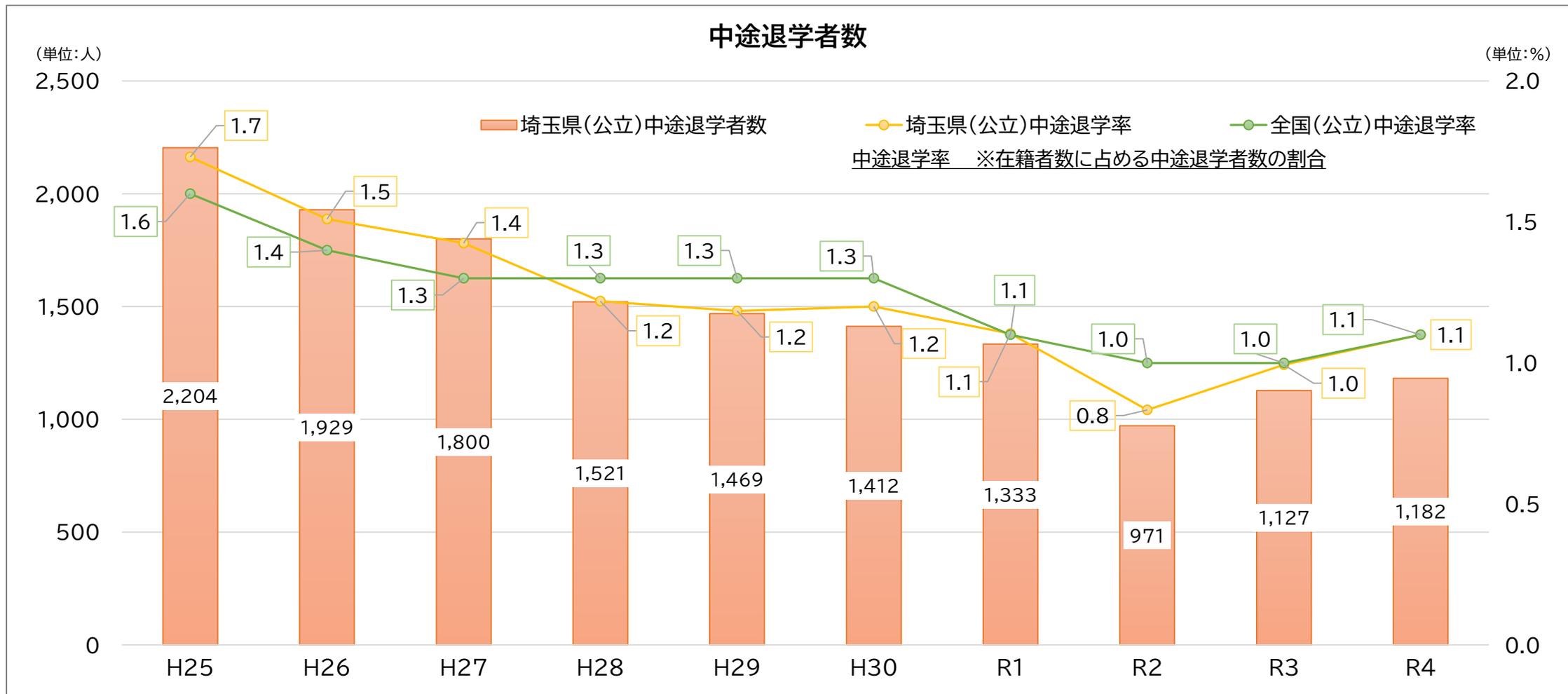
【調査結果】

- 不登校児童生徒数は、小学校で4,395人(前年度比35.5%増)、中学校で9,715人(前年度比22.4%増)、高等学校で2,804人(前年度比18.6%増)であり、全国と同様増加傾向である。
- 1,000人当たりの不登校児童生徒数は小・中学校で26.4(前年度20.8)人、高等学校で25.8(前年度21.4)人である。
- 小学校における不登校児童数は学年を追うごとに増加している。
- 中学校1学年の新規数は、小学校各学年の新規数と比較して多い。中学校2・3学年では、継続数が多い。
- 高等学校においては、学年を追うごとに減少している。1学年では新規数が多い。
- 不登校児童生徒の増加の要因として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化も考えられる。また、コロナ禍から、学校生活が通常に戻りつつある中で、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、新たに交友関係を築かなければならないなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景にあると捉えている。

【今後の対応】

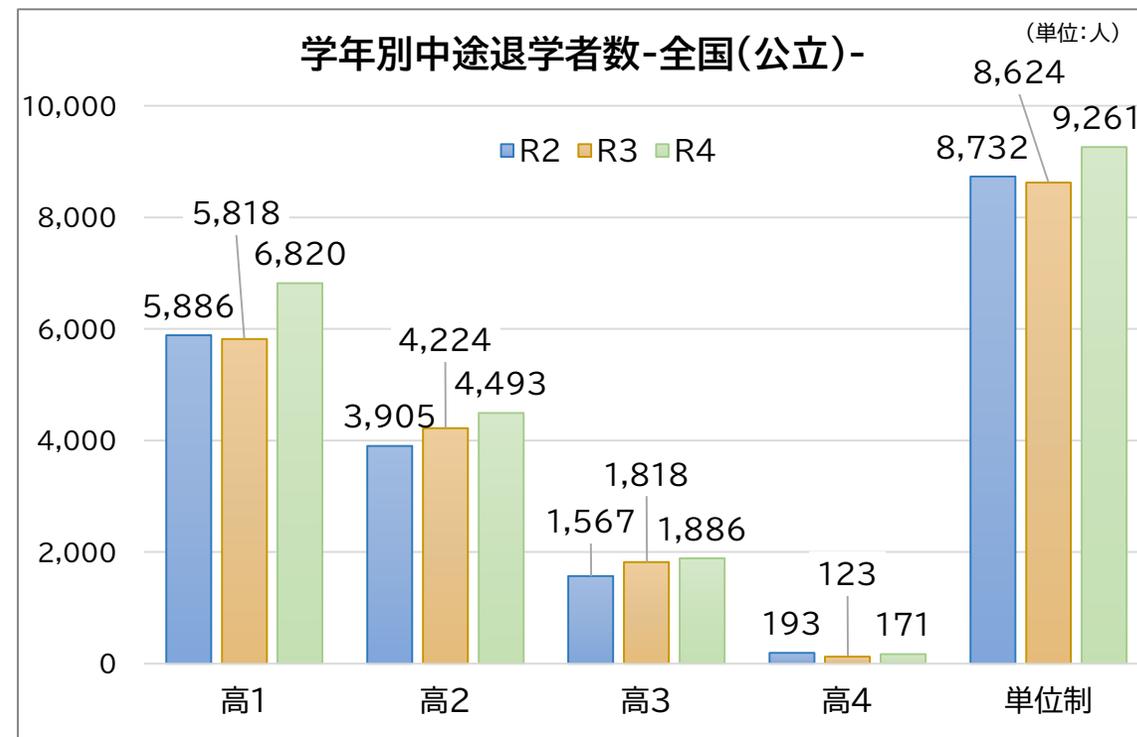
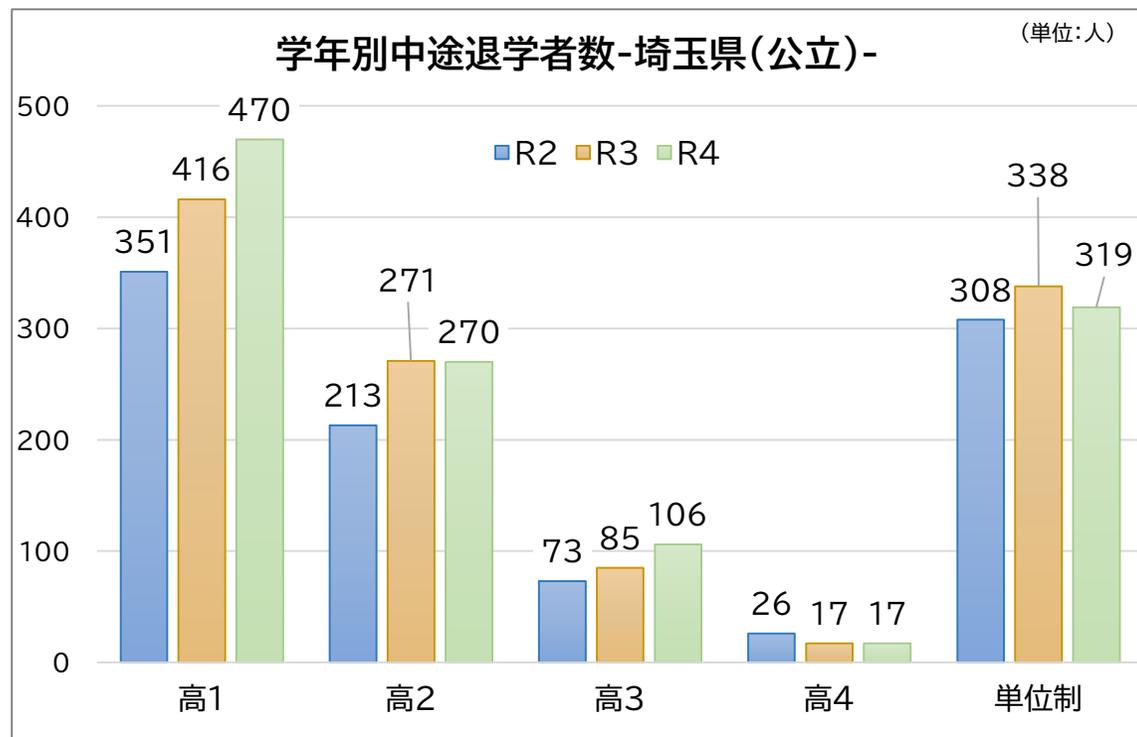
- 登校に困難を抱える児童生徒の早期発見・早期対応の取組を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携した教育相談体制の充実を図る。また、教職員に対する不登校への理解促進のため、不登校対策リーフレットを活用するなど校内研修の充実を図る。
- 不登校となっている児童生徒に対しては、学業の遅れや進路選択上の不利益とならないよう、学びたいと思った時に学べる教育機会の確保など支援の充実を図る。

IV 中途退学 (1) 高等学校における中途退学の状況(全国との比較・経年推移)



● 高等学校における中途退学者数は、1,182人(前年度1,127人)在籍者数に占める割合は1.1%(前年度1.0%)である。

IV 中途退学 (2) 学年別中途退学者数(全国との比較・学年別)



埼玉県(公立)	R2	R3	R4
高1	351	416	470
高2	213	271	270
高3	73	85	106
高4	26	17	17
単位制	308	338	319
合計	971	1,127	1,182

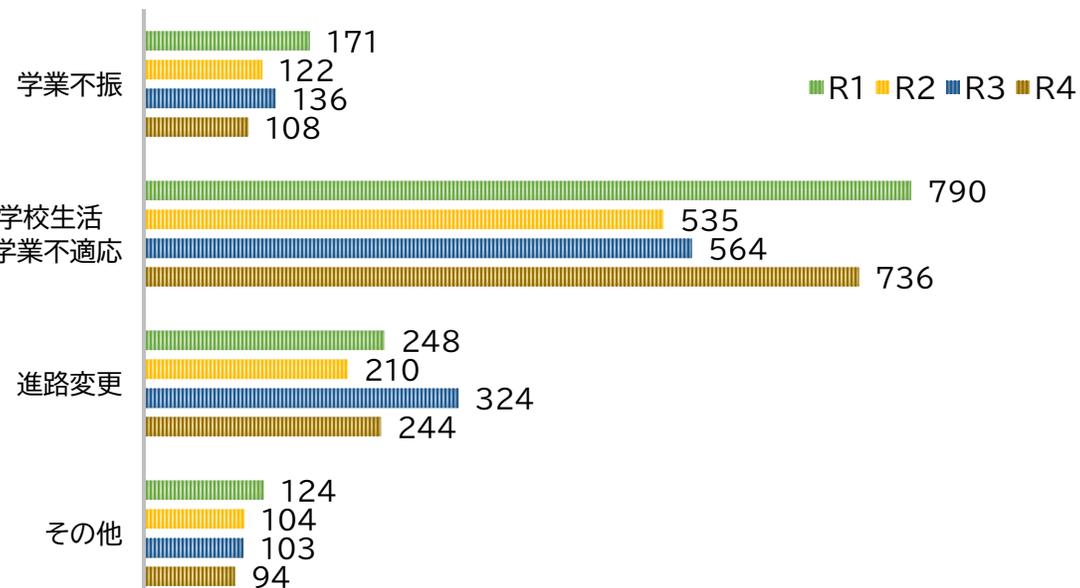
国(公立)	R2	R3	R4
高1	5,886	5,818	6,820
高2	3,905	4,224	4,493
高3	1,567	1,818	1,886
高4	193	123	171
単位制	8,732	8,624	9,261
合計	20,283	20,607	22,631

- 学年別中途退学者数は、1学年が470人(前年度416人)であり、全体に占める割合が高く、前年度より54人増加している。

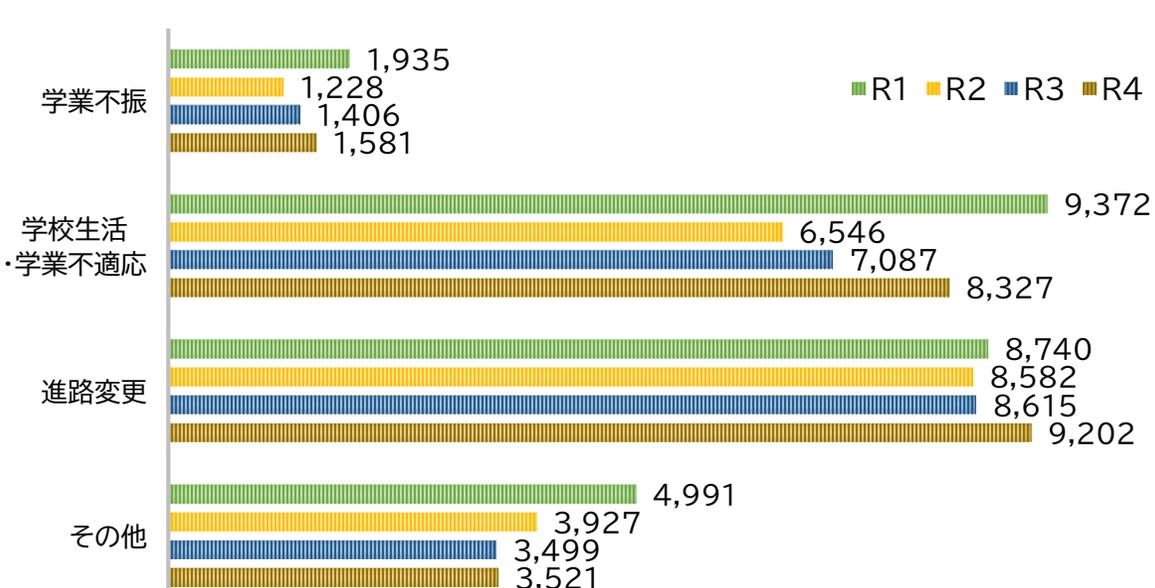
IV 中途退学 (3) 中途退学の事由(全国との比較・経年推移)

- 「学校生活・学業不適応」が最も多く、前年度と比較をすると、736人(前年度564人)と172人増加している。特に、1学年で298人(前年度202人)と96人増加している。
- 「進路変更」が244人(前年度324人)と前年度より80人減少している。

事由別中途退学者数-埼玉県(公立)- (単位:人)



事由別中途退学者数-全国(公立)- (単位:人)



埼玉県(公立)	高1				高2				高3				高4				単位制				合計			
	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4
学業不振	62	47	79	67	58	29	34	28	9	1	7	5	0	0	0	0	42	45	16	8	171	122	136	108
学校生活・学業不適応	367	219	202	298	182	107	117	163	65	27	35	57	10	4	5	1	166	178	205	217	790	535	564	736
進路変更	60	61	115	80	70	50	89	55	37	20	26	32	6	18	1	12	75	61	93	65	248	210	324	244
その他	37	24	20	25	27	27	31	24	14	25	17	12	1	4	11	4	45	24	24	29	124	104	103	94
合計	526	351	416	470	337	213	271	270	125	73	85	106	17	26	17	17	328	308	338	319	1,333	971	1,127	1,182

IV 中途退学 調査結果・今後の対応

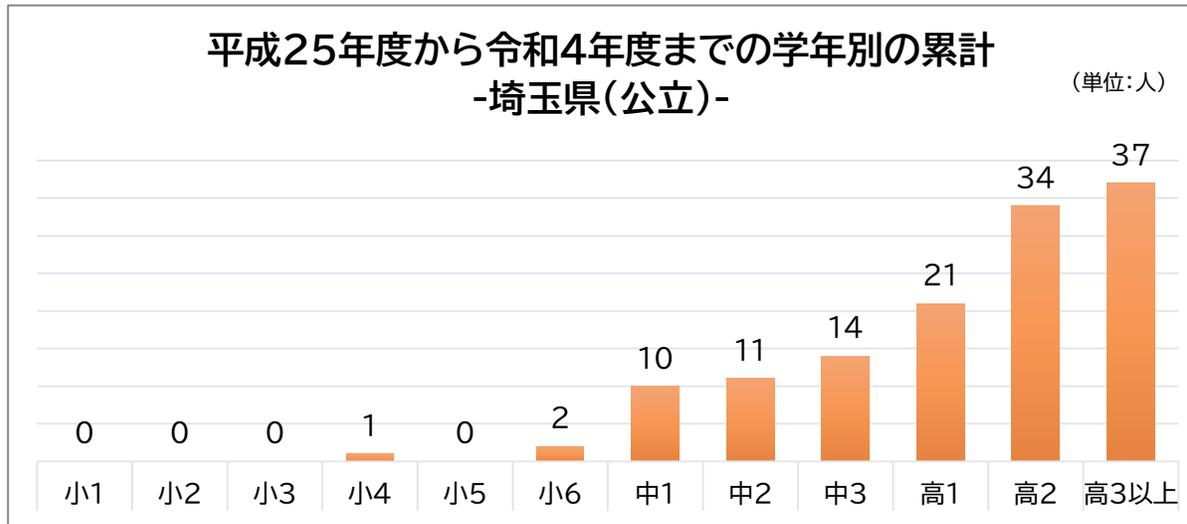
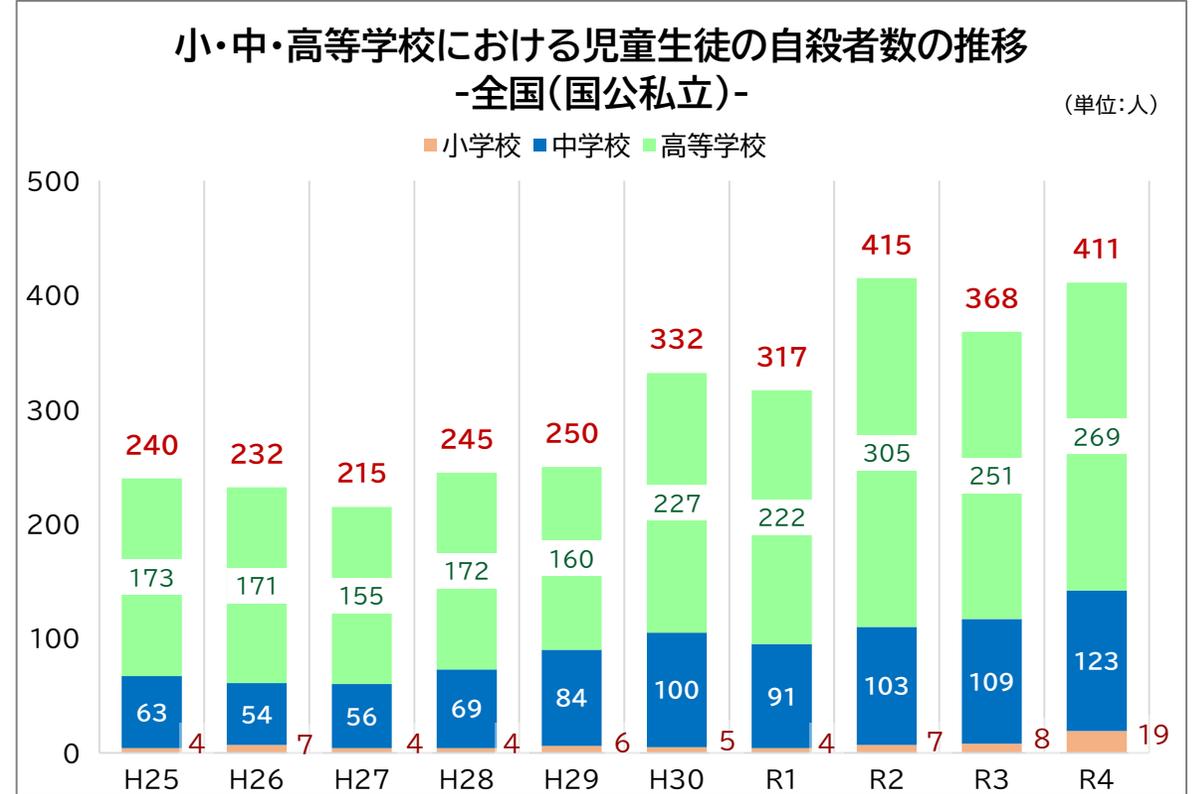
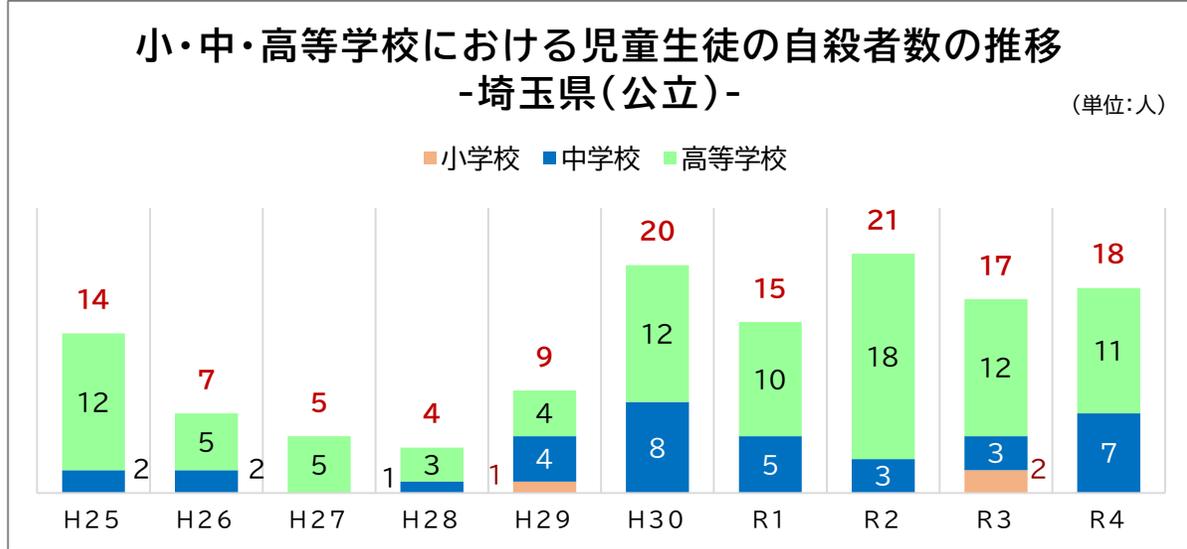
【調査結果】

- 高等学校における中途退学者数は、1,182人(前年度1,127人)であり、在籍者数に占める割合は1.1%(前年度1.0%)である。
- 1学年の中途退学者数は、470人(前年度416人)であり、全体に占める割合が高く、前年度より54人増加している。
- 中途退学の事由として、学業不振が108人(前年度比20.6%減)、学校生活・学業不適合が736人(前年度比30.5%増)、進路変更が244人(前年度比24.7%減)であり、学校生活・学業不適合が増加している。
- 中途退学者数増加の要因として、休校や分散登校、オンライン授業など通常とは異なる学校生活から、令和4年度は、通常の学校生活へ戻る中で、変化に適応することができない生徒が学校生活を見直さざるを得なかったことなどが考えられる。

【今後の対応】

- 学校生活・学業不適合を理由とした中途退学が多いことから、教育相談体制の整備を図り、生徒の抱える多様な問題に対応していくとともに、キャリア教育や進路指導等の日常的な教育活動を通じて、生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けるように働きかける。

V 自殺 (1) 自殺者数(全国との比較)



- 年間の自殺者数について、埼玉県公立学校では平成30年度に大きく増加して以降高い水準が続いている。
- 全国でも平成30年度に大きく増加している。令和4年度は411人と、過去10年で2番目に多い人数となっている。
- 過去10年間の累計から年代別にみると、高校2年以上が多い。

V 自殺 調査結果・今後の対応

【調査結果】

- 小・中・高等学校において自殺が疑われる事案の件数は18人(前年度17人)であり、児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である。
- 自殺は一般的に様々な要因が複合的に関わって起こり、原因の特定は困難であると言われており、自殺した児童生徒は、様々な悩みや不安を抱えていたと捉えている。
- 児童生徒が学校や保護者に直接相談しづらい悩みや不安を抱えていることも考えられる。

【今後の対応】

- 児童生徒の悩みや不安、心身の不調を早期発見・早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化するため、令和3年度から東京大学大学院との連携協定に基づいて行っている「学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上」に向けた取組のより一層の充実を図る。
- 児童生徒のささいな変化を見逃さないようにするため、教員の年次研修や校内研修、各校の生徒指導主任等を対象とした生徒指導研究協議会等で、教職員一人一人がアンテナの感度を高めるよう働き掛けていく。
- 学校外の相談体制の充実のため、引き続き、24時間の電話相談やSNS相談など学校以外の相談窓口も併せて活用していく。

埼玉県の主な取組

1 スクールカウンセラーの配置充実

- 令和5年度は、政令市を除く小学校690校、中学校353校、義務教育学校2校に配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校30校、定時制高等学校10校に配置をしている。また、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に20名配置している。その他、総合教育センターに2名配置している。
- オンラインによる相談窓口として、週5日実施している。

2 スクールソーシャルワーカーの配置充実

- 令和5年度は、政令市、中核市を除いた59市町村に76名配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校24校に4名、定時制高等学校8校に8名している。また、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に4名配置している。
- オンラインによる相談窓口として、週2日実施している。
- スクールソーシャルワーカーに対し支援、援助をするため、生徒指導課にスーパーバイザー2名を配置している。

3 24時間対応する電話相談事業

- いじめ、不登校などの悩みを抱えた児童生徒、保護者等のため、「子ども用フリーダイヤル」と「保護者用ダイヤル」による電話教育相談を24時間、365日実施している。

埼玉県の主な取組

4 SNSを活用した教育相談事業

- スマートフォンの普及やSNS等の利用拡大による若年層のコミュニケーション手段の変化を踏まえ、令和2年度より、さいたま市立学校を除く県内全ての国立・私立・公立の中学校・高等学校に在籍している生徒を対象に実施している。

5 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた東京大学大学院との連携協定

- 子供たちの悩みや不安、心身の不調を早期発見、早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化するため、県教育委員会は、令和2年11月に東京大学大学院教育学研究科身体教育学コース健康教育学分野と連携協定を締結した。
- 児童生徒のメンタルヘルスや自殺予防に関する知識向上を目的とした、教職員向け動画をさいたま市を除く県内公立学校に配信し、各学校は校内研修等で活用している。
- また、令和3年度より「メンタルヘルス研究推進校」を13校(中学校8校・高等学校5校)指定した。児童生徒が自ら助けを求めたり、友人の危機を周囲に相談したりすることなどを学ぶ「メンタルヘルスリテラシー授業(SOSの出し方に関する教育)」などに取り組みながら、汎用性の高い取組を県内の学校へ発信していく。

【関連リンク】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/jisatuyobounituite.html>

6 生徒指導ハンドブック等の活用

- 「いじめ、自殺、暴力行為における対応のポイント」や「学校ですぐ活用できるアンケートやチェックリスト」などを掲載した生徒指導ハンドブック「I's2019」を作成し、令和元年度当初に、さいたま市を除く県内公立学校、各市町村教育委員会、県内関係課所に送付し、生徒指導課のホームページにも公開している。

埼玉県の主な取組

7 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- 不登校児童生徒や保護者の不安や悩みを軽減や、教職員の不登校の理解促進のために、「保護者と教員のための不登校セミナー」を年1回計画している。
- 「保護者と教員のための不登校セミナー」では、講演やパネルディスカッションによって、児童生徒や保護者への支援方法を知る機会を設けたり、悩み相談、進路相談、フリースクールやサポート校等の紹介をする機会を設けたりすることで、学校復帰又は社会的自立につながる支援に努めている。

※令和4年度は、講演については動画を配信し、相談については「不登校の悩み個別相談会」として開催した。

※令和5年度は、「不登校の子供を支えるためのセミナー」に名称を変更し、講演動画を配信するほか、パネルディスカッション及び不登校の悩み個別相談会を開催した。

8 中途退学に対する関連事業

- 高校生活に関する不安や悩み、中途退学を考える生徒とその保護者及び中途退学者を対象に「高校生活に関する相談会」を年2回計画している。
- 中途退学に至った生徒に対しては、社会から孤立することなく、切れ目のない支援を受けられるようにすることが重要であることから、地域の多様な機関へつなぐことで、切れ目のない支援を行っていく。